令 和 6 年 度

富山県の提案・要望

本県の行政諸施策の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り感謝申しあげます。

つきましては、令和６年度予算編成にあたり、別紙提案・要望について、格別の御配慮を賜りますようお願い申しあげます。

令和５年５月

富山県知事　**新　田　八　朗**

富山県議会議長　**山　本　　　徹**

目　次

1　物価高克服に向けた対策について……………………………… 1
2　こども家庭施策及び少子化対策の推進について……………… 2
3　地方創生・人口減少対策の推進について……………………… 3
4　地方大学の振興及び若者雇用について………………………… 4
5　働き方改革・女性活躍の推進に向けた
　　取組みの強化について…………………………………………… 5
6　移住・ＵＩＪターン就職の促進と人材の確保の
　　充実について……………………………………………………… 6
7　国土強靱化と地方創生のための「日本海国土軸」
　　の形成について…………………………………………………… 7
8　国民保護及びテロ対策の推進等について……………………… 8
9　中山間地域の活性化について…………………………………… 9
10　北方領土の早期返還に向けた外交交渉の推進と
　　次世代後継者の積極的な育成について…………………………10
11　地方分権改革の推進について……………………………………11
12　地方消費者行政の推進のための支援の充実について…………12
13　通学路等における子供の安全確保のための
　　取組の推進について………………………………………………13
14　県警察の機能強化に向けた施設等整備の推進について………14
15　犯罪被害者等支援の推進・充実について………………………15
16「連携中枢都市圏」への支援について …………………………16
17　地方分権実現のための安定した地方税財政制度等
　　の確立について……………………………………………………17
18　手数料等の電子申請及び電子納付の推進について……………18
19　デジタル・トランスフォーメーションの加速化について……19
20　外国人材活躍・多文化共生の推進について……………………20
21　Ｇ７富山・金沢教育大臣会合を踏まえた「子供たちの
　　ウェルビーイング」の実現に向けた教育の充実について……21
22　地震防災対策をはじめとする自然災害対策の
　　充実・強化について………………………………………………22
23　個に応じたきめ細かな指導の充実等に向けた
　　教職員定数改善等について………………………………………23
24　小中学校等の施設整備の推進について…………………………24
25　ＧＩＧＡスクール構想に基づくＩＣＴ教育の充実について…25
26　特別支援教育等と生徒指導の充実について……………………26
27　学校における働き方改革の推進について………………………27
28　独立行政法人教職員支援機構の研修機能移転
　　の拡充について……………………………………………………28
29　私立学校の振興について…………………………………………29
30　若手工芸作家の育成について……………………………………30
31　文化観光の推進について…………………………………………31
32　地方から世界に発信する芸術文化の振興について……………32
33「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録
　　の推進等について…………………………………………………34
34　ユネスコ無形文化遺産等の魅力発信への支援について………36
35「立山・黒部－防災大国日本のモデル－」の
　　世界文化遺産登録の推進等について……………………………38
36　新型コロナウイルス感染症対策について………………………40
37　地域共生社会の実現に向けた取組みの推進について…………41
38　医療・介護連携による地域包括ケアの推進
　　など高齢者施策の充実について…………………………………42
39　発達障害児者への支援の充実について…………………………43

40　障害のある人のニーズに即した福祉施策の充実について……44
41　医療提供体制の改革について……………………………………45
42　がん対策の推進について…………………………………………46
43　健康寿命延伸対策の充実について………………………………47
44　医薬品産業の振興について………………………………………48
45　食中毒被害者に対する支援策の実施など
　　食品の安全安心の確保について…………………………………49
46　食料の安定供給と農業の持続的な発展に向けた
　　施策の強化について………………………………………………50
47　地方の実情に即した水田農業政策等の充実について…………51
48　農林水産物等の輸出促進について………………………………52
49　農山村地域等の振興対策、鳥獣被害防止対策等
　　の推進について……………………………………………………53
50　農業農村整備事業の推進について………………………………54
51　森づくりの推進と森林整備法人への支援継続について………55
52　水産業振興対策の推進について…………………………………56
53　イノベーションの創出とデジタル･トランスフォーメーション
　　による産業の高度化について……………………………………57
54　原材料及びエネルギーの安定的な供給確保と
　　総合的なエネルギー政策の推進について………………………58
55　中小企業・小規模企業の活性化の推進について………………59
56　スタートアップの支援について…………………………………60
57　環日本海・アジア地域・米国等との経済交流及び
　　物流の活性化について……………………………………………61
58　デザインの振興について…………………………………………62
59　中心市街地と商店街の活性化について…………………………63
60　総合的な空き家対策の推進について……………………………64
61　富山きときと空港における航空ネットワークの
　　充実と冬季就航率の向上について………………………………65
62　北陸新幹線の整備促進について…………………………………66
63　地域公共交通の維持・活性化について…………………………68
64　並行在来線を含む地域鉄道等への支援の充実について………69
65　都市基盤整備の推進について……………………………………70
66　地方創生や国土強靱化に向けた道路整備の促進について……72
67　東海北陸自動車道の全線四車線化について……………………74
68　災害につよく強靱な県土づくりに向けた
　　防災・減災対策の推進について…………………………………76
69　利賀ダムの建設促進について……………………………………78
70　ダイオキシン類対策について……………………………………79
71　「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化等について …………80
72　日本海側の国際拠点港湾を担う伏木外港の岸壁等
　　整備について………………………………………………………82
73　「立山黒部」の高付加価値化の推進について …………………84
74　戦略的な観光地域づくりの推進について………………………85
75　国際・広域観光の振興について…………………………………86
76　カーボンニュートラルの実現に向けた
　　省エネルギー・再生可能エネルギー対策や
　　新エネルギー資源開発の推進について…………………………87
77　環日本海地域の環境保全施策（漂着ごみ、
　　生物多様性、ＰM2.5対策等）の推進について ………………88
78　自然環境保全施策（国立公園の施設整備、
　　野生鳥獣管理）の推進について…………………………………89
79　循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル
　　対策の推進について………………………………………………90
80　原子力防災対策の強化について…………………………………91

1　物価高克服に向けた対策について

（内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、こども家庭庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

物価高騰が県民や事業者に与える影響は、ウクライナ情勢の長期化に加え、適正な価格転嫁・賃上げが社会全体へ波及するまでに一定の期間を要することや、幅広い業種での人手不足感の高まりなどにより、当面の間、続くことが予想される。石油や電力などのエネルギー価格をはじめとする物価の高騰は、全国的な課題であり、国の責任において、一律かつ十分な対策を講ずることが求められる。

また、県民生活や事業活動を守るための緊急対策の機動的な実施や、成長産業の育成、省エネ対策などに引き続き取り組むことができるように、次の事項について、格段の配慮を願いたい。

1　電気やガス（特別高圧電力やＬＰガス等も含む）、燃料油などの価格の安定に向けた全国一律の対策の拡充

2　地域の実情に応じた対策を継続的かつ機動的に実行できるように地方創生臨時交付金の確保などの財政措置や、経済・雇用情勢を踏まえた大胆かつ強力な経済対策など、臨機応変な対応の実施

3　生活困窮者等への給付など、国の責任において、地域の実情に十分に配慮した支援の継続・充実

4　医療機関や社会福祉施設が物価高騰下においても、安心・安全で質の高い医療・福祉サービスを提供できるように従事者の処遇改善も含めて適切に公的価格へ反映するなど必要な対策の実施

5　生産資材・燃料等の価格高騰により厳しい経営状況にある農林漁業者に対する影響緩和対策と価格補てん対策の継続・拡充及び適正な価格形成に向けた国民の理解醸成

6　燃油価格の高騰等により厳しい経営状況にある交通事業者に対する十分な財政支援

7　適正な価格転嫁の機運醸成に加え、ＤＸや人への投資等を通じた生産性向上による構造的な賃上げの実現と消費活性化による経済の好循環の推進

⑴　物価高騰に伴う適正な価格転嫁の監視等の下請取引適正化の推進

⑵　ＩｏＴ、ＡＩ等を活用したＤＸの推進や労働者のリスキリング等による生産性向上への支援

⑶　地域の消費活性化のための需要喚起策や輸入資源に頼らない地域資源を活用した地域内経済循環の促進に向けた支援

2　こども家庭施策及び少子化対策の推進について

（内閣官房、内閣府、厚生労働省、文部科学省、総務省、こども家庭庁）

本県においては、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に取り組むとともに、こどもまんなか共生社会の実現に向け、昨年４月に設置した「こども家庭室」をこども家庭庁の体制に沿った３課体制に拡充するなど、さらなる体制の強化を図っている。
国においては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　財政力によって、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じないよう、包括的な仕組みづくりなどは全国一律で実施すること
2　賃上げや雇用のセーフティネットの構築など、若い世代の所得向上対策の強化
3　ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化のため、
(1)　０歳から２歳児の保育料無償化の対象拡大
(2)　こども医療費助成制度の創設
(3)　不妊治療の保険適用範囲の拡大、不妊・不育症治療の独自支援を行う地方自治体への財政的支援
(4)　経済状況にかかわらず希望する教育を受けられるよう、教育費等の負担軽減や教育環境の整備に対する支援の充実強化
4　全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充のため、
(1)　保育士等の配置基準改善の着実な実施、保育士等の処遇改善や人材確保への支援拡充、医療的ケア児への支援拡充などの保育環境の充実強化
(2)　放課後児童クラブや一時預かり等の補助制度の拡充など、地域子ども・子育て支援事業の充実強化
(3)　児童相談所や児童心理治療施設の整備及び児童相談所や市町村の体制・専門性の強化に係る財政支援などの充実強化
(4)　里親委託や、児童養護施設等の多機能化・小規模化など、富山県社会的養育推進計画に基づく取組みに対する支援の充実強化
(5)　こどもの貧困やヤングケアラーの取組みに対する支援の充実強化
(6)　高等職業訓練促進給付金制度の拡充など、ひとり親の就労を通じた自立に向けた支援の充実強化
(7)　地域少子化対策重点推進交付金の拡充など、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策の実施に対する支援の充実強化
5　共働き・共育ての推進のため、
(1)　男性の育児休業の取得促進に向けた機運の醸成、助成金や所得補償などに対する支援の充実強化
(2)　次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表及びその実施に係る支援の充実強化
(3)　不妊治療の治療日数に応じた休暇制度や時間単位年次有給休暇の企業への導入促進
6　こどもの視点や子育て当事者の視点に立った施策の推進のため、こども等の意見聴取、施策反映、フィードバックを行うための国による仕組みづくり及び地方自治体への支援の充実強化

3　地方創生・人口減少対策の推進について

（内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省）

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図るとともに、従来の地方創生の取組みの成果等を継承・改善しながら推進することとされている。

今後とも、国と地方とが一体となって、地方部と都市部が共に輝く「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて取り組んでいく必要があることから、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　デジタルの力を活用した地方の社会課題解決や魅力向上など、地方創生に資する取組みを支援すること

2　地方財政計画の「地方創生推進費（１兆円）」を継続・拡充し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分確保すること

3　デジタル田園都市国家構想実現に向けた取組みを推進するための交付金について、

⑴　全体予算額を対前年度以上とし、所要額を十分確保すること

⑵　複数年度にわたる施設整備事業の採択事業数の拡大や国予算枠の拡充、要件の緩和など、柔軟な運用が可能となるよう制度の改革・拡充を図ること

⑶　申請方法・審査基準等に関するきめ細かな情報提供など、自治体による交付金の活用を一層促進するために必要な支援を行うこと

4　移住・起業支援金や女性・高齢者・障害者・就職氷河期世代等の新規就業支援等の取組み、就職期の女性の転入促進にも資する、女性が働きやすく活躍できる環境づくりへの支援を引き続き実施し充実させること

5　地方拠点強化税制については、継続はもとより、雇用促進税制の税額控除の大幅拡充や支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）の追加など、制度をより充実させること

4　地方大学の振興及び若者雇用について

（内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省）

富山県では、富山県立大学が平成２年に開学して以来、「地域の知の拠点」として地方創生の一翼を担い、地域に貢献する大学として発展し続けるため支援するとともに、医薬品分野で産学官が連携して取り組む「くすりのシリコンバレーＴＯＹＡＭＡ」創造コンソーシアムなど各般の取組みを推進しているところである。

今後とも、地方が地元大学を中心とした地域の中核的な産業の振興の促進や専門人材の育成・確保により地方創生を実現するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科に係る東京23区内の大学の定員の増加については、この増加分を他学部で減らすなど大学全体で定員総枠が増えないようにすること（まずは地方大学の定員増で対応すること）

2　富山県立大学において、令和６年４月開設に向けて準備を進めている「情報工学部」の新たな学部棟の整備や事業計画を推進するため、「大学・高専機能強化支援事業」による財政支援を行うこと

3　産学官連携により推進している「くすりのシリコンバレーＴＯＹＡＭＡ」創造コンソーシアムが取り組むプロジェクトの目標が達成できるよう、継続的に支援すること

4　魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進するため、地域の特色・ニーズ等を踏まえ、大学改革に取り組むとともに、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」等の予算額の拡充を図ること

5　「デジタル田園都市国家構想」の実現に必要不可欠なデジタル人材の育成を図るため、教育・研究環境のデジタル化・リモート化、データサイエンス教育の推進などの取組みに対する支援を充実すること

5　働き方改革・女性活躍の推進に向けた取組みの強化について

（内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、総務省）

富山県では、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、仕事と家庭の両立、労働生産性の向上など働き方改革と女性活躍の推進を一体的に進め、性別にかかわらず誰もが活躍でき、いつでも学び直すことができる社会の実現に向けた取組みを進めている。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　働き方改革の推進に係る取組みへの支援

⑴　同一労働同一賃金をはじめとした非正規労働者や在職者の処遇改善や長時間労働の是正など働きやすい職場環境づくりに向けた取組みへの支援の充実

⑵　サテライトオフィス勤務や、フレックスタイム、テレワークなど多様で柔軟な働き方の推進への支援の充実及び副業・兼業の普及啓発の推進

⑶　次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表及びその実施に係る支援の継続・充実

⑷　男性の育児休業の取得促進に向けた機運の醸成、助成金や所得補償などに対する一層の支援の充実

2　女性活躍推進への支援

女性の人材育成・キャリアアップや再就職支援、女性の健康課題等に対応するため、地域女性活躍推進交付金予算額の確保など、女性活躍の推進に向けた取組みへの支援の充実

3　リスキリングなど学び直しへの支援

⑴　労働者の主体的な能力開発や生産性向上に取り組む企業を支援するため、人材開発支援助成金の拡充及び地域の産業構造を踏まえた企業と大学等が連携した学び直しの講座への支援などリスキリングやリカレント教育の充実

⑵　民間委託訓練コースにおける、訓練実施経費の上限額及び就職支援経費の引上げ

6　移住・ＵＩＪターン就職の促進と人材の確保の充実について

（内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省）

富山県では、首都圏をはじめとする大都市圏の若者や女性などの移住・ＵＩＪターン就職の促進、高度専門人材を含めた本県企業が必要とする人材の確保、地域活性化や多様な人材の確保につながるサテライトオフィスの誘致に取組むほか、「幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山～」を目指し、関係人口の創出・拡大の取組みを一層進めていくこととしている。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　テレワークなど新しい働き方の拡大を踏まえて

⑴　地方へのサテライトオフィスの誘致・開設に向けた取組みへの支援

⑵　関係人口の創出・拡大に向けた地方の取組みへの支援

2　地方への移住・ＵＩＪターン就職の促進のため、移住・起業支援金制度の首都圏での周知・広報を強化するとともに、首都圏等から地方へ人を呼び込むための施策を積極的に展開できるよう、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）など財政措置の継続・拡充

3　デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）によるプロフェッショナル人材事業への財政支援の継続・拡充

7　国土強靭化と地方創生のための「日本海国土軸」の形成について

（内閣官房、国土交通省、経済産業省、総務省、農林水産省）

日本海沿岸地域は、豊かな自然や文化、優れた人材に恵まれるなど、極めて高い発展の可能性を有している。また、対岸諸国に対し地理的優位性を有し、環日本海・アジア諸国との経済・文化等の交流が活性化し、環日本海交流圏の形成が進みつつある。

しかし、太平洋沿岸地域に偏った一極一軸型の国土構造は是正されず、日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域の格差解消は大きな課題である。

ついては、太平洋側のリダンダンシーの確保、災害に強い多軸型の国土づくり、地域経済の発展、東京一極集中の是正の観点から、日本海沿岸地域を戦略的に位置付け、道路・港湾・空港などの社会資本整備等による「日本海国土軸」の形成を早急に進めるため、次の事項の実現について格段の配慮を願いたい。

1　北陸新幹線の金沢・敦賀間の今年度末までの確実な開業、敦賀・新大阪間の環境アセスメントの丁寧かつ速やかな推進と「北陸新幹線事業推進調査」の活用による施工上の課題の早期解決、大阪までの早期全線整備

2　東海北陸自動車道の全線四車線化など日本海国土軸と太平洋新国土軸との連携を強化する高規格道路等の整備促進

3　新湊地区 国際物流ターミナル北４号岸壁の延伸や伏木地区 伏木外港の岸壁等整備、富山地区 ２号岸壁の老朽化対策等、「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化

4　富山－羽田便、富山－札幌便の便数維持及び利便性向上、関西・九州・沖縄などへの新規路線開設、国際路線の開設及び利用促進並びにＬＣＣ・リージョナルジェットの活用等の国内外の航空ネットワークの充実による富山きときと空港の機能強化

5　日本海側のメタンハイドレート等海洋エネルギー資源の開発や水素エネルギー活用の促進などエネルギー基盤整備の推進

6　日本海沿岸地域を「日本海国土軸」の形成や「環日本海交流」の推進、更には自然、文化、産業が調和した「緑の国土軸」としても創生するため、森林等の緑地資源や自然・文化資源の保全・活用、都市との交流連携、地方への移住の促進を図る施策の推進

8　国民保護及びテロ対策の推進等について

（内閣官房、総務省、厚生労働省）

国民保護制度が対象とする武力攻撃事態等は、国の外交政策、防衛などと密接に関連するものであり、現行法制も、国が基本的な責任を担うべきことを明示するなど、国の役割・責任は極めて重い。

ロシアの侵略を受けたウクライナにおいて、住民避難の遅れから多くの被害が確認されていることから国民保護訓練における避難誘導訓練の重要性がより認識されるところである。

また、北朝鮮によるミサイル発射や核実験の実施など挑発行為があった場合、国が覚知した緊急情報について迅速かつ的確に伝達される必要がある。

県・市町村は国が定めた基本方針に基づいて、国民保護計画を策定し、住民への普及啓発、訓練などに取り組んでいるところであるが､国民の間の国民保護に対する認知度は依然として低い状況にある。

また、これまで国との共同による訓練を毎年開催しており、令和５年度は国との共同による実動・図上訓練を実施する予定であるなど、国民保護訓練に積極的に取り組んでいるところであるが、今後より一層、対応力の向上に努めることが重要である。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　国民の理解と協力を得るための普及啓発の推進

2　これまでの国と都道府県による国民保護共同訓練の成果をふまえたマニュアルの整備や技術的助言など、地方において実施する国民保護訓練への一層の支援

3　ＮＢＣ攻撃に対処するための大型除染システム等の資機材整備や天然痘ワクチン等の備蓄の充実

9　中山間地域の活性化について

（内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省）

山村過疎地域等を含めた中山間地域（以下「中山間地域」）は、県土の保全や水源の涵養などの多面的機能を有する本県の貴重な財産である。一方で、少子・高齢化や都市部近郊への人口流出、産業の衰退による地域社会の活力低下、農林業の担い手不足による耕作放棄地の増加、さらには、買い物や交通といった生活機能の低下など、集落の維持が深刻な状況に直面している。

このため、県では「中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」に基づき、中山間地域創生総合戦略を策定し、総合的な対策に取り組むこととしている。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　中山間地域において、生活物資や移動手段の確保、医療、防災、除雪などの住民の安全・安心な暮らしが維持されるよう、県や市町村等が行う各種施策に対して、国が責任をもって財政措置を講じること

2　中山間地域のコミュニティの維持・活性化に向け、住民主体での地域の未来像を話し合う取組みとともに、集落支援員の設置・活動支援や地域おこし協力隊など地域づくりを支える多様な人材の確保・育成に対する財政措置を充実させること

3　中山間地域において農業生産や棚田等の保全活動が持続的に行われるよう、イノシシによる畦畔や水路等の掘り起こし被害の復旧に係る加算措置の新設を含めた中山間地域等直接支払交付金の予算を確保し十分に配分すること

4　グリーン・ツーリズムや滞在型・体験型観光、「子ども農山漁村交流プロジェクト」等の交流人口拡大施策に対する財政措置を充実させること

5　中山間地域において、日常生活を支えるサービスが将来的にも確保できるよう、自動運転やドローン宅配などデジタル技術を活用した課題解決や、持続可能な物流モデルの構築に向けて、法制度の検討や通信環境等の整備を図るとともに、財政措置を充実させること

10　北方領土の早期返還に向けた外交交渉の推進と次世代後継者の積極的な育成について

（内閣府、外務省、文部科学省）

北方領土は、私たちの祖先が切り拓いた我が国固有の領土であり、日ロ両国間の真の友好関係を樹立するためにも早期に解決しなければならない極めて重要な課題である。

とりわけ本県は、歯舞群島等での昆布漁の漁場開発に取り組んだことから、北方四島からの引揚者が北海道に次いで多く、その早期返還は県民の悲願である。しかし、戦後77年が経過してもなお解決に至っておらず、最近の外交交渉においても、残念ながら、具体的な進展は見られない。

元島民の高齢化が進むなかで、本県では令和２年９月に元島民の方々の念願であった「富山県北方領土史料室」を整備し、次の時代を担う後継者の育成を図るとともに、史料の散逸防止や元島民の証言等の伝承に努めている。

ロシアによるウクライナ侵略で、領土交渉の今後の展望は大変厳しい状況であるが、領土問題の解決には、国民世論の結集や国民同士の対話と交流の積み重ねが重要であることから、国におかれては、早期返還に向けて、粘り強く交渉を続けられるとともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　早期返還に向けた毅然とした外交の推進と返還要求運動の更なる充実並びに国民世論・国際世論の高揚を図るための啓発等の強化
2　北方領土教育の一層の充実や青少年交流の拡大など次世代後継者の積極的な育成
3　国の四島交流事業の再開

11　地方分権改革の推進について

（内閣府、総務省）

地方分権改革については、これまでの累次にわたる一括法の成立により、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、その具体化に向けた取組みが進められている。

こうした取組みの推進にあたっては、地方の実情を十分に反映し、地方の自立と地域間格差の是正のバランスのとれた、真に国民の幸せにつながる地方分権が推進されるような措置が適切に講じられる必要がある。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　地方分権改革の推進において、地方の提案により事務移譲などの制度改正を進める「提案募集方式」については、地域の声を尊重し着実に実行すること

また、従うべき基準を参酌基準化するなど、さらなる見直しを行うとともに、計画策定事務の継続的な見直しに向けた取組みを着実に進めること

2　「国と地方の協議の場」の運営にあたっては、地方に関する重要施策が、十分な協議のないまま実行されることがないよう、時機を逃さず弾力的に開催し、地方の意見を適切に反映させるよう努めるとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、地方税財政や社会保障などの特に重要なテーマについては分科会を設置すること

12　地方消費者行政の推進のための支援の充実について

（消費者庁、総務省）

本県では、地方消費者行政強化交付金等を活用し、市町村と連携して消費生活相談窓口の機能強化を図るとともに、「富山県消費者教育推進計画」に基づき、環境教育や特殊詐欺未然防止など喫緊の課題をはじめ、持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減やエシカル消費の推進等、消費者教育・啓発活動に重点的に取り組んでいるところである。

今後、高齢化の進展や、成年年齢の引下げに伴い、高齢者や社会経験の少ない若年層の消費トラブルの増加が懸念されており、相談窓口の強化や、高齢者や若者に対する消費者教育を一層進めていく必要がある。

ついては、地方における消費生活相談体制の充実・強化や、消費者教育の展開により消費者行政を一層推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

地方消費者行政強化交付金の継続等引き続き必要な財源措置を講ずるとともに、制度の改善を図ること

1　強化事業の対象については、国として取り組むべき重要な消費者政策に限られていることから、地方の実情に応じて柔軟に活用できるよう使途の拡充や補助率の嵩上げを図ること

2　推進事業に必要な予算を充分に確保するとともに、個別事業ごとに設けられた活用期間の延長や支出限度額の撤廃等を図ること

13　通学路等における子供の安全確保のための取組の推進について

（警察庁、文部科学省）

本県では、令和元年に開催した子供の安全確保と地域防犯力の強化に関する有識者会議において、パトロール活動の充実強化、地域安全インフラの構築等について提言を受け、また、令和４年２月には「富山県警察機能強化推進計画」を策定し、地域警察活動の充実を図るため移動交番車の増強及び積極展開を図ることとした。

さらに、県内の交通信号機については、耐用年数を経過した信号制御機の更新率が全国平均を下回っており、信号制御機が劣化すると滅灯、異常現示のおそれがあることから、早急な更新が必要である。併せて、信号灯器をＬＥＤ化することにより、ドライバーと歩行者双方の視認性を高め、子供の交通事故防止を図る必要がある。

今後、これらの提言、計画等を踏まえ、防犯や交通安全における具体的な施策に反映させていくため、市町村や関係機関・団体と一層の連携・強化を図りながら様々な取組を推進していくこととしているが、国においても、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　地域警察活動の充実強化を図るため、移動交番車両及び無線警ら用車両の増強配備

2　通学路等における歩行者の安全確保のため、信号制御機の更新、信号灯器のＬＥＤ化など交通安全施設の高度化更新に係る予算額の確保

3　学校や通学路における子供の安全確保のため、安全教育を促進する施策の充実及び財政支援の拡充

4　公立学校の安全体制を確保するため、防犯対策の施設整備に対する財政支援の充実

14　県警察の機能強化に向けた施設等整備の推進について

（警察庁）

本県警察では、人口減少・少子高齢化の急速な進行やサイバー犯罪等新たな治安上の脅威といった情勢の変化に的確に対応し、将来にわたり高い治安水準を保持できる、しなやかで強靱な組織体制を構築するため、令和４年２月に「富山県警察機能強化推進計画」を策定したところである。本計画の重要な柱である警察署の再編については、隣接する小規模警察署を統合し総合的な治安機能を高めるとともに、統合の機会に合わせて十分な施設規模及び機能を有する新たな警察署を建設することとしているところ、昨年度、再編対象となっている県内４エリアのうち高岡及び砺波のエリアについては、新たな警察署の建設適地を決定し、今後、民間活力導入可能性調査を実施するなど庁舎整備に向けた準備を進めていく。

また、近年、凶器を使用した事件現場への出動、高齢行方不明者の捜索活動等、警察犬出動のニーズがある一方で、嘱託警察犬指導者の後継者不足に伴う警察犬数の減少が深刻化している現状である。さらに、嘱託警察犬指導者に出動要請をするも、警察犬指導者の都合により出動できず、犯罪現場等に即応できない場合が多いことから、令和５年度運用開始予定の富山県警察機動センター隣接地において犬舎を整備し、直轄警察犬導入による事案対応力の向上を図る必要がある。

さらに、安倍元総理銃撃事件、岸田総理襲撃事件を受け、テロ対策の強化や、装備資機材の充実を図る必要がある。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　近年の建設資材や人件費等の高騰に対応するため、施設補助金新営単価の増額及び予算額の確保
2　施設整備における防災・減災対策やカーボンニュートラルへの対応にかかる財政支援の拡充
3　国直轄事業の警察犬、犬舎その他必要な施設等の整備
4　テロ対策資機材の整備

15　犯罪被害者等支援の推進・充実について

（警察庁、内閣府）

犯罪のない誰もが安心して暮らせる社会の実現は、国民すべての願いであるが、ある日突然、犯罪や交通事故等に巻き込まれるといった事件が後を絶たず、犯罪等の被害者やその家族、遺族の多くは、様々な困難に直面することが少なくない。

このため、本県においては、平成29年４月に施行された「富山県犯罪被害者等支援条例」に基づき、関係機関等との連携の下、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているが、多種多様な犯罪による被害者等に対して適切な支援を行うためには、被害者支援に関する専門的な知識や技能を有する人材の育成が必要である。

また、平成30年３月、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」を開設し、「第５次男女共同参画基本計画」及び、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、性暴力被害者等に対する支援を行っている。さらに「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が示されたところであり、引き続き、人材の確保・育成や幅広い相談体制の維持により安定的な運営が必要である。

ついては、犯罪被害者等支援の推進と充実を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための体系的な研修制度の構築

2　性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの安定的な運営や機能の強化を図るための十分な財源の確保と財政支援の大幅な拡充

16 「連携中枢都市圏」への支援について

（総務省）

本県では、平成28年10月に、高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市において「とやま呉西圏域連携中枢都市圏」が、平成30年１月に、富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町において「富山広域連携中枢都市圏」が形成され、産業、医療、福祉、教育、公共交通など様々な分野で連携事業に取り組んでいる。

また、県としても、連携中枢都市圏をはじめ、市町村の連携事業について財政的に支援する制度を設けている。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　連携中枢都市圏の取組みに対する財政措置の安定的な確保及び充実

2　連携中枢都市圏等の取組みに対し、都道府県が支援する場合の地方交付税等による財政措置の創設

17　地方分権実現のための安定した地方税財政制度等の確立について

（総務省、財務省）

社会保障関係費の増加が見込まれる中、エネルギー価格や物価の高騰への対応はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済の活性化・雇用対策、こども政策、ＤＸやカーボンニュートラルの推進、人への投資など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現していくために、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　エネルギー価格・物価高騰対策に係る地方税財政措置等

⑴　エネルギー価格や物価の高騰による影響を踏まえ、地域の実情に応じた対策を継続的かつ機動的に実行できるよう、今後も必要に応じ地方創生臨時交付金の確保などの財政措置を講じること

⑵　経済・雇用情勢を踏まえ、大胆かつ強力な経済対策を講じるなど臨機応変に対応すること

2　エネルギー価格・物価高騰対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済の活性化、こども政策、ＤＸやカーボンニュートラルの推進、人への投資など地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること

3　地方交付税の総額を拡充するとともに、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。臨時財政対策債については、廃止や地方交付税の法定率の引上げも含めた抜本的見直しを図るべきであり、発行額の縮減・抑制に努めるとともに償還財源を確実に確保すること

4　「次元の異なる少子化対策」の名のもと、こども政策の拡充に当たっては、財政力によって地域間格差が生じないよう、包括的な仕組みづくりなどは全国一律で実施するとともに、地方財政措置の拡充も含め財源の安定確保に向けて幅広く検討すること

5　次の感染症危機に備え、財政力によって感染症対策に支障が生じないよう、国庫補助の嵩上げや交付金等の予算措置、地方債の特例措置及び十分な地方交付税措置について確実に実施すること

6　法人事業税について、収入金額課税を堅持すること。また、法人実効税率引下げ時の対応を踏まえつつ中小法人への影響にも配慮して外形標準課税の適用対象法人を見直すこと

18　手数料等の電子申請及び電子納付の推進について

（総務省、デジタル庁）

県民生活の利便性向上及び社会経済活動全般の効率化を図るためには、税・公金収納等事務の効率化・合理化が重要である。「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）を受けて、総務省は自治体に対し、公金収納等事務のデジタル化推進と、指定金融機関と自治体の経費負担の見直しを促す通知を行った。

これまで、地方税については、ｅＬＴＡＸを活用した電子納税が行われているが、同じく公金である手数料等の税外収入については、行政手続きの所管省庁が多岐に渡ることから対応が様々であり、国が電子申請システムを整備する場合であっても電子納付は自治体において対応するよう求められるなど、自治体が独自に試行錯誤している。

こうした中、令和５年３月の「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」において、自治体の判断によりｅＬＴＡＸを活用して税外収入を収納することができるものとし、令和５年度上期に実施方針の決定、令和６年度に所要の立法措置、遅くとも令和８年９月にはｅＬＴＡＸを活用した収納開始を目指すとされたところであり、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

1　手数料等税外収入の収納等事務の電子化推進

⑴　自治体の税外収入については、利用者の利便性を第一に、総務省とデジタル庁が連携し、電子申請及び電子納付化を強力に推進すること

⑵　税外収入にｅＬＴＡＸを活用できるようにするための取組については、自治体の意見を丁寧に聞きながら、示されたスケジュールに基づき着実に進めること

⑶　国が自治体の行政手続等についても、電子申請システムを整備する場合は、利用者の利便性を考慮し、電子申請から電子納付まで一連で処理できる仕組みを検討すること

2　税外収入の収納等事務に対する財政支援

今後自治体が電子申請及び電子納付化を進める中で必要となる経費や、ｅＬＴＡＸの活用に向けて必要となるシステムの構築・改修等経費、令和６年10月から内国為替制度運営費が適用される自治体の公金取扱手数料などについて、必要な支援や地方財政措置を適切に講じること

19　デジタル・トランスフォーメーションの加速化について

（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、デジタル庁）

本県では、ＤＸ・働き方改革推進基本方針に基づき、デジタルによる変革（ＤＸ）及びＤＸによる働き方改革の推進により、県民のウェルビーイングを追求するため、地域や産業、行政のＤＸ・生産性向上、デジタル社会を支える人材の確保・育成にスピード感を持って取り組んでいる。ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　地域・産業のＤＸ・生産性向上

（1）国主導による地域間の偏りのない５Ｇ基地局整備のほか、地域課題解決の取組みやローカル５Ｇ導入等に対する財政的・技術的支援

（2）データヘルスを活用した健康寿命延伸対策の充実に対する支援

（3）地域課題をデジタルで解決する実証実験など、デジタル産業の振興や県内産業の高度化、企業の生産性向上を後押しするＤＸ推進に対する支援

（4）ロボット・ＡＩ等を利用したスマート技術の開発促進など、農林水産業の持続的な発展に向けた施策の強化

（5）中山間地域における自動運転やドローン宅配などデジタル技術を活用した課題解決や、持続可能な物流モデルの構築に向けた法制度の検討や通信環境等の整備、財政措置の充実

2　行政のＤＸ・生産性向上

（1）行政手続のオンライン化における支障事由の解消及び地方自治体のシステム改修等に対する技術的・財政的な支援

（2）マイナンバーカードの普及促進に向けた、運転免許証や健康保険証との一体化や民間サービスへの利用範囲の拡大等による利便性向上、利用者に不安を抱かせない運用の徹底、マイナンバー制度への理解につながる広報の一層の強化

（3）国が進める基幹系業務システムの標準化等により影響を受ける地方自治体のシステムの改修等に対する技術的・財政的な支援

（4）シナジー効果を創出するアプリ・サービス・データの連携による地域課題の解決に向けた基盤の整備・更新など、地方自治体の先進デジタル技術の活用に対する技術的・財政的な継続支援の充実

（5）行政のＤＸ・生産性向上に必要な情報通信基盤等の整備・更新に対する継続的かつ十分な財政措置

3　デジタル社会を支える人材の確保・育成

（1）データサイエンス教育やＧＩＧＡスクール構想に基づくＩＣＴ教育の推進など、デジタル社会を支える人材育成に対する支援の充実

（2）誰一人取り残さない「デジタル社会」の実現に向けて、地域の実情に応じて行うデジタルデバイド対策に対する支援

20　外国人材活躍・多文化共生の推進について

（法務省、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

富山県外国人材活躍・多文化共生推進プランに基づき、国や市町村等と連携して、外国人材が活躍できる環境を整備するとともに、外国人が暮らしやすい多文化共生の地域づくりを推進するため、次の事項について、国の責任において取り組まれるよう格段の配慮を願いたい。

1　留学生や特定技能外国人、アジア等海外の優秀な人材が日本に安心して来られる環境を確保するとともに、外国人材の地方の企業による受入れに対する支援を行うこと

2　技能実習に代わる外国人労働の新制度の検討に当たっては、企業における外国人の適正な受入れ、継続的な人材確保に資する制度となるよう十分に配慮すること

3　外国人に対する行政・生活情報の多言語化や日本語教育など、多文化共生社会の実現に向けた取組みを、地方自治体が計画的かつ総合的に実施することができるよう、地方交付税等も含めた財政措置を充実すること

4　日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援のため、教員の定数措置を充実すること

5　外国人材の活躍・定着に向け、企業等が行う日本語能力の向上を図る取組みへの支援を行うこと

21　Ｇ７富山・金沢教育大臣会合を踏まえた「子供たちのウェルビーイング」の実現に向けた教育の充実について

（文部科学省、総務省）

本県では、昨年３月に「教育振興基本計画」を策定し、教育を通した「全ての県民が生き生きと自分らしく暮らせるウェルビーイングの向上」を目指し、取組みを進めているところである。

こうした中、本年５月、本県において開催された「Ｇ７富山・金沢教育大臣会合」においても、「全ての子供の可能性を引き出す教育の実現」などについて議論が交わされ、子供たち一人一人のウェルビーイングを実現するための教育の重要性が再確認されたところである。

ついては、全ての子供たちのウェルビーイングの向上、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた教育環境の整備・充実を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　一人一人の子供に最適な学びを進めるため、ＩＣＴ環境の充実を図ること

2　全ての子供たちの可能性を引き出すため、

⑴　個に応じたきめ細かな指導の充実等に向け、教職員定数の改善を図ること

⑵　子供と向き合う時間の一層の確保に向け、学校における働き方改革を図ること

3　国際社会の連携に向けた国際教育交流を推進すること

22　地震防災対策をはじめとする自然災害対策の充実・強化について

（内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、国土交通省、気象庁、農林水産省、環境省）

近年、全国的に地震や洪水、噴火などの自然災害が多発し甚大な被害をもたらしている。去る５月５日に発生した石川県能登地方を震源とする地震では、本県においても最大震度４を観測したところであり、これら自然災害への対策を進めるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　断層に関する調査研究等の推進
（1）石川県能登地方を震源とする群発地震が本県に与える影響についての調査研究等の実施
（2）魚津断層帯や砺波平野断層帯東部などを含む主要活断層に対する地震調査研究推進本部による地域評価等の実施
（3）国土地理院の１：25,000活断層図で新たに確認された高岡断層や射水断層などに対する地震調査研究推進本部による地震規模や発生確率に関する長期評価等の実施
2　津波対策の推進
（1）津波による被害を軽減するための観測体制の強化
（2）津波の規模等の予測精度の向上などに関する調査研究
（3）堆積物調査などによる過去の津波調査の実施
（4）海岸堤防や避難拠点施設などの整備に対する財政支援
3　弥陀ヶ原の火山防災対策の推進
（1）火山監視観測・調査研究を一元的に行う国機関の整備
（2）外国人も含めた観光客や登山者に対する効果的な情報発信・伝達体制の充実強化
（3）防災訓練の実施など火山防災対策の取組みに対する技術的・財政的支援
（4）自然環境や景観に配慮した退避壕等を整備するとともに、山小屋を含めた避難施設への支援の拡充
4　災害に強い公立学校施設の整備の促進
（1）学校の防災機能の強化を推進するための予算の確保
（2）避難所機能の整備に係る国庫補助の拡充
5　私立学校の耐震補強工事に対する国庫補助率の引き上げ及び耐震改築補助の恒久的な制度化
6　木造住宅の耐震化促進予算の確保及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進するための補助制度の実施延長
7　観測・予測技術を活用した流域一体での洪水予測の高度化
8　消防・防災体制の充実
（1）消防団の充実強化を図るための消防団活動に協力的な事業所に対する財政支援
（2）消防防災ヘリコプターの２人操縦士体制の構築に係る支援の充実
（3）全国統一の防災情報システムの構築にあたっての防災関係機関の情報収集・共有を図るための標準化とシステム構築など必要な経費に対する財政支援
（4）防災気象情報の予測精度の向上と自治体・住民への分かりやすい情報発信

23　個に応じたきめ細かな指導の充実等に向けた教職員定数改善等について

（文部科学省、総務省）

国においては、小学校の学級編制の基準を改正し、令和３年度より２年生から学年進行で段階的に35人学級が実施されることとなったが、学校教育を取り巻く複雑化・多様化する課題に的確に対応するため、引き続き、少人数教育や小学校における教科担任制等の指導体制の充実が図られるよう教職員定数の拡充が必要となっている。特に、外国人児童生徒も増加傾向にある中、相談員等を含めた人的支援の充実が必要である。

また、教育環境の急激な変化に対応できるよう、初任者の指導力向上が急務となっている。

このような中、本年５月、本県において開催された「Ｇ７富山・金沢教育大臣会合」においても、「全ての子供の可能性を引き出す教育の実現」などについて議論が交わされ、探究型・ＳＴＥＡＭ教育の推進や、子供たち一人一人のウェルビーイングを実現するための教育の重要性が再確認されたところである。

ついては、児童生徒のウェルビーイングの向上に向け、個に応じたきめ細かな指導の充実等を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　少人数教育等を確実に推進するため、地方の実情を十分聞きながら小・中学校の学級編制の標準の見直しを進め、新たに教職員定数改善計画を策定するとともに、その実施にあたっては、加配定数を維持しつつ、純増での基礎定数の改善と財源確保を図ること

2　多様な教育ニーズに対応するための教職員配置等を充実すること

(1)　少人数指導など指導方法の改善のための定数措置

(2)　小学校高学年における教科担任制の実施に向けた定数措置

(3)　外国人児童生徒に対する日本語指導のための定数措置及び母語に対応できる相談員等の財政支援

(4)　統合校及び義務教育学校の運営安定化のための経過的な定数措置

(5)　補習等のための指導員等派遣事業の拡充

(6)　学校司書配置のための財政支援措置の拡充等

(7)　地方の実情に応じ、初任者４人につき１人の初任者研修指導教員配置となる定数措置及び財政支援措置の更なる拡充

24　小中学校等の施設整備の推進について

（文部科学省）

小中学校をはじめ公立学校施設については、老朽化が急速に進んでおり、安全面での不安を抱えた施設や、機能面で不十分な施設が多くある。これに加え、再編統合や少人数学級の推進等のための教育環境の整備促進など、実情に応じた様々な施設整備が必要である。

このため、本県では、老朽化した学校施設の計画的改善を進めるとともに、充実した教育活動を展開できる施設設備環境を整えるなど、安全・安心かつ快適な教育環境を確保するため、公立学校施設の整備充実に積極的に取り組んでいるところである。

とりわけ再編統合に関しては、富山市水橋地区統合校整備事業において、地域住民の合意のもと、県と市が連携して取り組んでいるところであるが、市において「解体から建設、維持管理等を含めたＰＦＩ方式」での実施を想定しており、少子化による児童生徒数の減少という学校教育及び地域社会にとっても喫緊の課題に対応した、今後の全国の再編統合事業のモデルケースになるものと考えている。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　老朽化対策や再編統合、少人数学級の推進等のための公立学校施設整備を円滑かつ計画的に実施できる予算の確保

2　新しい義務教育統合校の整備事業を円滑に進めるために不可欠な、一体的な事業（高校校舎の解体分）に対する支援制度として新たな仕組みを創設すること

25　ＧＩＧＡスクール構想に基づく　ＩＣＴ教育の充実について

（文部科学省、総務省）

ＧＩＧＡスクール構想の実施により、児童生徒１人１台端末の配備など、令和の日本型学校教育の構築に向けたＩＣＴ教育環境が整備された。また、学校教育情報化推進計画が策定され、今後の国の施策の方向性やロードマップが示された。これらを踏まえ、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びや、ＡＩに代替されない創造性を育む学びの場の実現が求められる。

本県においても、県立高等学校及び特別支援学校高等部を含む全校種の児童・生徒及び教職員に対する１人１台端末の配備や、県立学校のオンライン環境確保など、ＩＣＴ教育環境の充実に取り組んでいる。また、富山県学校教育情報化推進計画を策定し、ＩＣＴを活用することで、児童生徒の力を最大限に引き出し、教育をより良い方向に変革することを目標に掲げている。

今後、更なるＩＣＴ教育環境の効果的な活用を推進するためには、ＩＣＴ教材の積極的な活用や指導方法の開発等による、教員の資質向上に繋がる支援の充実、及び教育現場を支えるＩＣＴ専門人材の配置を進めて行く必要がある。

ついては、子供たち一人一人のウェルビーイングを実現するための教育の重要性が再確認された「Ｇ７富山・金沢教育大臣会合」での議論も踏まえ、ＩＣＴ教育を充実させるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　デジタル教科書をはじめとする優れたＩＣＴ教材及び指導方法の開発・提供や、文部科学省ＣＢＴシステムの学習コンテンツ拡充によるデジタル学習基盤の確立など、教員のICT活用指導力や情報教育指導力の向上、及び個に応じた学びの充実のための支援を行うこと

2　高校や特別支援学校・学級に対する支援に必要な専門知識・技能を持つ情報通信技術支援員の育成・確保のための対策を講じるとともに、支援員の配置に係る県及び市町村への財政措置を継続・拡充すること

3　高校を含めた全ての学校での１人１台端末の更新費用を含めたＩＣＴ環境整備への財政支援の拡充を図ること

4　デジタル教科書の導入にあたっては、自治体の負担が生じないよう国において財政支援を行うこと

26　特別支援教育等と生徒指導の充実について

（文部科学省、総務省）

インクルーシブ教育システムの推進に向け、特別支援教育の充実がこれまで以上に求められており、本県では、令和４年３月に富山県特別支援学校将来構想を策定して、施策の強化を図っているところである。特別な教育的ニーズのある児童生徒に対しては、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備とともに、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上が必要である。

また、いじめ、不登校などは依然として深刻な状況にあることから、学校現場からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置拡充が求められている。

ついては、特別支援教育等及び生徒指導をさらに充実させるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　インクルーシブ教育システムの推進の観点から、特別支援教育を一層充実すること

⑴　特別支援学級・通級指導等に係る教職員定数の確保及び学級編制の標準の引下げ

⑵　特別支援教育支援員の配置に係る財政支援の拡充

⑶　教員の専門性を高めるために、特別支援学校教諭免許状の保有率向上策の拡充、及び教員研修に対する支援の拡充

⑷　高等学校を含む公立学校のバリアフリー化等の合理的配慮に対する財政支援の更なる充実

2　大学等における知的障害者の学びの場づくりについて実践的な研究を継続すること

3　いじめ、不登校等の諸課題の解消、予防を図るため、生徒指導に伴う定数措置の拡充、及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに係る財政支援を拡充し、国庫補助金の予算割れを生じさせないこと

27　学校における働き方改革の推進について

（文部科学省、総務省）

生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待は、学習指導の充実に対する要請とも相まって、教員の長時間勤務という形で表れており、今後、継続的な教員の確保の面からも教員の多忙化解消が急務となっている。

本県においても、教育職員の在校等時間の上限に関する方針を令和２年３月末に策定し、教員の業務を行う時間管理等について取組みを開始するとともに、国の支援制度を活用し、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門スタッフ、外部人材の配置拡充を図っているところである。

また、休日の部活動を地域へ移行するためには、地域人材の確保や指導者の処遇改善、新たな費用負担、運営団体の体制整備等の課題を解決していく必要がある。

学校における働き方改革を推進していくためには、チームとしての学校運営に必要な専門スタッフ配置の充実を図ることが重要であることから、以下の事項について配慮を願いたい。

1　スクール・サポート・スタッフ配置のための財政支援措置の更なる拡充
2　部活動指導員配置のための財政支援措置の更なる拡充
3　スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに係る財政支援措置の更なる拡充及び国庫補助金の予算割れを生じさせないこと
4　休日の部活動の段階的な地域移行に向けた財政支援
5　教員の勤務実態を踏まえた教職員給与等の改善及び必要な財政措置の検討

28　独立行政法人教職員支援機構の研修機能移転の拡充について

（文部科学省）

政府関係機関の移転として本県から提案していた独立行政法人教職員支援機構（旧（独）教員研修センター）の研修機能の一部移転について、「キャリア教育指導者養成研修」が平成28年度から本県で実施されることとなり、これまで全国から多数の受講生が来県し、地域と連携した本県の特色ある取組みを全国に発信することができたところである。

一方、本県では、英語教育においても、英語専科教員の小学校への配置の充実や小学校教員を対象にした英語教育の研修の充実など、英語指導教員の指導力の向上に取り組んでいる。また、幼児教育については、平成31年度から幼児教育センターを設置し、幼児教育の質の向上及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図っている。

さらに、ＩＣＴ教育については、国の「ＧＩＧＡスクール構想」を踏まえ、端末を活用した教育活動の充実を図り、子供たちの情報活用能力などを育成するため、本県では、講義型、体験型、授業実践型の研修などを通して教員のＩＣＴ活用指導力の向上に努めている。

ついては、次のとおり、本県での教職員支援機構の研修機能移転の拡充について、格段の配慮を願いたい。

1　「キャリア教育指導者養成研修」の継続開催

2　英語教育、幼児教育、ＩＣＴ教育などの研修の拡大

29　私立学校の振興について

（文部科学省）

近年における少子化の影響等により、私立学校をめぐる経営環境は大変厳しい状況にある。また、生徒や園児の安全確保を図るための学校施設の耐震化や高等学校等就学支援金制度における所得制限の導入に伴う事務負担の増加、幼稚園における特別支援教育への更なる支援等が求められているところである。

ついては、私立学校の教育水準の維持向上と保護者負担の軽減及び私立学校経営の健全化を促進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　私立学校の耐震補強工事について、公立小中学校と同様の国庫補助率へ引き上げるとともに、Is 値0.3以上の建物について、Is 値0.3未満と同様の国庫補助率へ引き上げること。また、耐震改築補助制度については、時限措置を撤廃し、恒久的な制度化を図ること

2　私立高等学校等就学支援制度については、年収区分を境に逆転現象が生じている世帯などへの支援の充実を図るとともに、国の責任において、事務費を含めた確実な財政措置を講ずること

3　私立高等学校等経常費助成費については、少子化による生徒数の減や、昨今のエネルギー価格をはじめとした物価高騰の影響を踏まえ、生徒等１人あたり単価の一層の増額を図ること

4　ＩＣＴ教育環境における公私間格差が生じないよう、ＩＣＴ教育設備整備推進事業を始めとする私立高等学校等のＩＣＴ環境の整備に対する補助制度の充実を図ること

5　私立幼稚園への特別支援教育経費について、障害のある園児の在園人数に関わらず支援するなど充実を図ること

30　若手工芸作家の育成について

（文部科学省）

　これまで、北陸三県共催による「国際北陸工芸サミット」や、民間主導での北陸の古刹等を会場とした工芸の祭典の開催、県単独による50歳以下の工芸作家等を対象とする国際公募展「国際工芸アワードとやま」の実施を通じ、富山の工芸の魅力を国内外に発信してきたところである。
　令和４年度からはこれまでの工芸事業で得た人的ネットワークを活かし、公募展で入賞した若手工芸作家等を県内工房等に招聘し、作品を協同で制作してもらうことにより、新しい技能習得につなげるとともに、県内外で作品発表の機会を創出するなど将来的に国際公募展等で入賞できる人材の育成に努めている。
　この取組みは、工芸を中心とした魅力ある地域づくりや文化芸術資源を活用した伝統工芸品産業の振興や地域の活性化に大きく寄与するものであり、次の事項について格段の配慮を願いたい。

若手工芸作家の育成と作品発表機会の創出への支援

31　文化観光の推進について

（文部科学省、国土交通省）

本県への誘客と地域活性化において、文化観光の推進は重要な取組みであり、新たに策定した富山県文化振興計画の後期重点施策においても、施策の新たな柱の１つとして位置づけ、取組みを進めていくこととしている。

本県には、世界遺産の五箇山合掌集落、国宝瑞龍寺や新たに国宝指定された勝興寺をはじめとする多彩な有形無形文化財や個性的な美術館・博物館など、様々な文化資源が県全域にあることから、文化観光の取組みを通じ、文化資源の更なる磨上げとともに、観光振興・地域活性化を図っていくこととしている。

特に、立山エリアにおいては、富士山・白山・立山の日本三霊山をテーマとした学術文化・観光等における広域連携、「黒部宇奈月キャニオンルート」の令和６年度の一般開放など、活性化につながる新たな機運が醸成されつつあることから、県立立山博物館を中核とした文化観光拠点計画の今年度の認定に向けて取り組んでいるところである。

ついては、次の事項について各段の配慮を願いたい。

1　各地域の様々な文化資源を活かした文化観光の推進への支援

2　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業費の充分な確保

32　地方から世界に発信する芸術文化の振興について

（文部科学省、内閣官房）

全国初の芸術特区に認定された本県の県立利賀芸術公園では、40年超にわたって、劇団ＳＣＯＴ（主宰：鈴木忠志）による「ＳＣＯＴサマー・シーズン」や令和元年に開催した「第９回シアター・オリンピックス」等を通じ、世界の演劇人による創造の場、次代の芸術家を育成する場として、アジアを代表する舞台芸術の拠点の形成に取り組んでいる。

また、これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、感染症対策を徹底して例年どおり「ＳＣＯＴサマー・シーズン」を開催するとともに、アフターコロナを見据え、舞台作品のダイジェスト版映像を動画配信し、国内外からの誘客の回復、観劇者の新規開拓に努めてきたところである。

多様で特色ある日本文化を世界に発信するには、地方の質の高い芸術文化の創造と発信が重要であり、また、こうした活動が文化による「地方創生」につながることから、このような地方の取組みを推進するための支援の充実や文化芸術による地域の活性化など、地方公共団体が行う地域の文化資源等を活用した文化芸術活動に対する支援が必要である。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

これまでの世界各国との交流や人材育成の成果を活用し、利賀をアジアを代表する舞台芸術拠点として発展させるための、世界最高水準の舞台芸術の創造活動や、地域の文化拠点である劇場・音楽堂等への支援の強化

鈴木忠志演出「リア王」（利賀芸術公園：新利賀山房）

利賀芸術公園「野外劇場」

33 「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録の推進等について

（文部科学省、観光庁）

本県から世界文化遺産候補として提案した「近世高岡の文化遺産群」は、平成20年、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」と位置づけられた。

「近世高岡の文化遺産群」は、江戸時代の都市を形成した資産が創建当初の姿で残され、さらに城下町から商工業都市へ発展する過程を示す資産が良好に存在する極めて貴重で魅力的な遺産群である。

こうした資産は近年、金屋町や吉久地区の国重要伝統的建造物群保存地区選定、有磯海の国名勝指定、高岡城跡の国史跡指定、高岡の町民文化や北前船寄港地の日本遺産認定、高岡御車山祭のユネスコ無形文化遺産登録、菅笠の伝統的工芸品指定と相次いで高い評価をいただき、加えて、令和３年７月には町民文化が花咲く高岡が日本遺産の「重点支援地域」に選定された。

そうした中、金屋町や吉久の町並み整備、高岡城跡の多言語解説整備、旧高岡共立銀行の保存活用計画の作成など、まさに構成資産のさらなる磨き上げにふさわしい様々な取組みが進められている。

さらに、令和４年12月には、早期の国宝指定を目指して学術的な価値の調査研究を進めていた勝興寺を本県２件目の国宝に指定いただいた。また、観光庁の観光再始動事業においても勝興寺企画展を核としたインバウンド促進事業が採択されたところである。

こうした先人から受け継いだ貴重な文化遺産群に一層の磨きをかけること、また、その魅力を積極的に発信する取組みは、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成及び魅力ある地域づくりの推進に大きく寄与するものであり、ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　「近世高岡の文化遺産群」の世界遺産暫定一覧表への記載
2　国宝「勝興寺」の公開活用への支援
3　高岡城跡、山町筋の旧高岡共立銀行、金屋町、吉久など国指定・選定文化財の保護への支援
4　日本遺産に認定された高岡への支援
5　菅田の重要文化的景観の選定に向けた取組みへの指導・助言

○ 勝興寺（国宝）

○ 金屋町（重要伝統的建造物群）

○ 山町筋・旧高岡共立銀行

○ 吉久地区

○ 瑞龍寺（国宝）

34　ユネスコ無形文化遺産等の魅力発信への支援について

（文部科学省）

平成28年11月、本県の国指定重要無形民俗文化財「高岡御車山祭」、「魚津のタテモン行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」を含む「山・鉾・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産へ登録された。登録５周年を迎えた令和３年には、「とやまの無形文化遺産サミット」を高岡において開催した。また、令和３年３月には、「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」が国の重要無形民俗文化財として新たに指定された。

こうした地域の伝統行事は、いずれも本県の歴史と文化を解明する上で重要な伝統文化であり、地域への誇りや愛着を育み、人々をつなぐ絆であるが、その多くが今般のコロナ禍により相次いで中止や規模縮小を余儀なくされ、存続が危ぶまれていた。

そうした中、国において新たに設けられた、国指定の有無を問わず地域固有の伝統行事全般を対象とした「地域の伝承行事等のための伝承事業」を活用し、感染対策に工夫を凝らして伝統行事が再開されるなど、コロナ禍を乗り越え、保存・継承に向けた活動が活性化しつつある。

ついては、ユネスコ無形文化遺産の行事をはじめとした本県固有の文化遺産の保存と情報発信等の取組みへの支援について、格段の配慮を願いたい。

1　ユネスコ無形文化遺産「高岡御車山祭」、「魚津のタテモン行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」及び「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」をはじめとした国指定文化財への保存修理や後継者育成、情報発信への支援継続

2　地域固有の伝統行事の伝承基盤整備、活動の継続・再開に向けた支援継続

高岡御車山祭

（400年にわたり受け継がれてきた絢爛豪華な祭り）

魚津のタテモン行事

（三角形のタテモンを曳き回す航海安全・大漁祈願の祭り）

城端神明宮祭の曳山行事

（神輿に鉾･曳山･庵屋台を伴う地域色豊かな祭り）

35 「立山・黒部ー防災大国日本のモデルー」の世界文化遺産登録の推進等について

（文部科学省、国土交通省、環境省）

本県から世界文化遺産候補として提案した「立山・黒部」は、平成20年、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」と位置づけられた。

平成29年11月には、常願寺川流域にある本宮堰堤と泥谷堰堤が、我が国を代表する近代砂防施設として既に指定されている白岩堰堤と合わせ「常願寺川砂防施設」として国の重要文化財に指定された。

さらに、同年12月には、日本イコモス国内委員会の「日本の20世紀遺産20選」にも３番目と上位で選定されたところである。

「立山・黒部」は、災害の多いわが国にあって、多雨多雪であるなど土砂が流出しやすい条件が重なる世界に類を見ない過酷な自然環境の中で人々の暮らしを守り続けてきた「防災大国日本のモデル（防災遺産）」であり、人類全体の貴重な文化資産としての価値を有している。現在まで、立山砂防の顕著な普遍的価値の証明に向けた調査研究や国際フォーラムの開催など様々な取組みを進めており、平成30年10月の国際防災学会インタープリベント2018では、立山砂防が人類共通の遺産として共有すべき顕著な普遍的価値を有しているとする「富山宣言」が採択されるなど、高い評価をいただいた。

これらの取組みは、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成及び魅力ある地域づくりの推進に大きく寄与するものであり、ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　「立山・黒部ー防災大国日本のモデルー」の世界遺産暫定一覧表への記載
2　「常願寺川砂防施設」の保存・活用の推進
3　立山カルデラ現地視察など立山砂防の歴史的・文化的価値の啓発活動に対する支援
4　日本ジオパーク「立山黒部」内の中部山岳国立公園の整備の推進

○ 常願寺川砂防施設（国指定重要文化財）

白岩堰堤

泥谷堰堤

本宮堰堤

36　新型コロナウイルス感染症対策について

（厚生労働省、内閣官房）

感染症法上の位置付けの変更後も、現在のオミクロン株の特性が急に変わることはなく、当面の間はウィズコロナが続くことから、感染症対策と社会・経済活動を両立させることがより重要となっている。

このため、本県では、５類への位置付け変更に際し、感染拡大時も対応できる医療提供体制の確保や高齢者等の重症化リスクの高い方への重点的な対応、県民の感染状況に応じた自主的な感染対策の促進の３点を重視して速やかに対応している。

ついては、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策について格段の配慮をお願いしたい。

1　令和６年度診療報酬・介護報酬の同時改定では、医療・介護現場の実態を踏まえた十分な措置を行うこと。また、移行期となる令和５年度中においても、感染状況等を踏まえ、患者受入や感染対策に取り組む医療機関・高齢者施設等への適切な支援を行うこと

2　国において、平時からの感染対策の周知や一元的な相談窓口の設置のほか、感染された方への支援として、新型コロナウイルス感染症治療薬の患者負担の軽減や罹患後症状の調査の実施など積極的な対応を行うこと。また、感染拡大時には、地方が取り組む感染対策に十分かつ迅速な支援を行うこと

3　今後得られる科学的知見を踏まえ、ワクチン接種の目的や意義を明確化し、自治体への財政措置を含め安定的な制度として接種が継続できるよう検討を進めるとともに、令和６年度以降の方針をできる限り早期に提示すること

37　地域共生社会の実現に向けた取組みの推進について

（厚生労働省、法務省）

国では、令和３年度から市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が実施されており、市町村による円滑な移行に向けたさらなる支援が必要である。

また、地域共生社会の実現のためには、複合的な課題を抱える要支援者が、支援を求める声を上げやすい社会とすることが重要である。国では、令和４年度から新たに、犯罪をした者等への支援のため「更生保護地域連携拠点事業」が実施されており、地域における支援ネットワークの充実強化が求められている。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　地域共生社会の実現に向けた効果的な取組みである重層的支援体制整備事業等の安定的かつ十分な財源の確保

2　更生保護地域連携拠点事業の継続的な予算確保と県内での拠点整備

38　医療・介護連携による地域包括ケアの推進など高齢者施策の充実について

（厚生労働省）

高齢化の一層の進展に伴い、要介護高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、第９期介護保険事業計画期間（令和６～８年度）においても、高齢者施策のさらなる充実を図っていくことが必要である。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　「地域医療介護総合確保基金（介護分）」について、地域の実情に応じて自主性を反映した事業執行を可能とするため、長期的視点に立った継続的な取組みとなるよう、十分な財源の確保

2　退院支援から看取りまで医療ニーズの高い利用者のケアを実施する訪問看護の重要性に鑑み、安定的・継続的にサービスを提供できるよう、訪問看護体制の強化に向けた支援

3　介護事業所が日常的に必要な新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、安定的・継続的にサービスを提供できるよう、介護事業所の経営実態を踏まえた適切な介護報酬の設定

4　介護人材の確保・定着

⑴　介護従事者の更なる処遇改善に向けた対象職種の拡充

⑵　介護ロボット・ＩＣＴの導入など職場環境の改善を図る施策の推進

⑶　若者や親世代の介護への理解促進とイメージアップを図る施策の推進及び介護福祉士等修学資金の貸付期間（２年）に応じた安定的かつ十分な財源の確保

5　介護保険施設に入所する低所得者が安心して必要なサービスの利用を継続できるよう、低所得者の負担軽減対策の充実

39　発達障害児者への支援の充実について

（厚生労働省）

発達障害については、できる限り早期に発見し、身近な地域で適切な支援を受けられるようにする必要がある。しかし、富山県のみならず全国的に見ても、児童精神科医など発達障害に専門的に対応できる医師の十分な確保が困難な状況にある。さらに、市町村では乳幼児健診において発達障害のスクリーニングやその後の支援を実施しているが、その実施方法は市町村に委ねられており、ばらつきが生じている。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　支援者の育成や専門医と地域のかかりつけ医など関係機関の連携を推進する施策に対して必要な予算を確保、拡充すること

2　発達障害児者が医療機関において適時適切に診療等を受けられるよう、国が責任をもって専門医の養成に取り組むこと

3　児童発達支援センターが障害保健福祉圏域の児童発達支援を提供する拠点施設として、その機能と役割を果たせるよう支援の充実を図ること

4　市町村における乳幼児健診の精度向上と標準化を推進すること

40　障害のある人のニーズに即した福祉施策の充実について

（厚生労働省、こども家庭庁）

障害のある人のニーズに対応した、より適切で安定した福祉サービスを提供するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　地域生活支援事業等に係る補助金については、各地方公共団体が障害のある人のニーズにきめ細かく対応することができるよう、所要総額を十分確保すること
2　障害のある人が住み慣れた地域で共に暮らせるよう、
⑴　地域のニーズに即した施設整備計画を着実に推進していけるよう、施設整備補助金の所要総額を確保すること
⑵　在宅の重度障害者等に対する医療的ケアに係る医療機器や工賃向上に資する機器など、障害に応じたサービス提供に必要な備品や設備の購入費用に対する支援をすること
3　重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること
4　一人ひとりの特性に応じたサービス提供を確保するため、
⑴　サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の研修に職員を参加させる事業者の負担軽減を図ること
⑵　生活介護等の生活支援員、共同生活援助の世話人その他従事者の資質向上を図る研修制度を創設すること
⑶　医療機関や障害福祉サービス事業所等において、医療的ケア児等コーディネーターや支援者を配置して、効果的な支援を提供した場合に報酬上の評価がなされるよう検討すること
5　福祉・介護従事者の確保・定着のため、更なる処遇改善や対象職種の拡充を図ること
6　障害福祉サービス事業所が安定的・継続的にサービスを提供できるよう、事業所の経営実態を踏まえた適切な報酬を設定すること

41　医療提供体制の改革について

（厚生労働省）

人口減少が進む中、医療需要の変化に柔軟かつ迅速に対応できる持続可能な医療提供体制を構築するとともに、救命救急センターや周産期母子医療センター運営事業など、命を守る質の高い医療を提供するために、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　地域の実情を踏まえて地域医療構想の取組を進めるため、地域医療介護総合確保基金については、在宅医療の推進（事業区分Ⅱ）及び医療従事者の確保（事業区分Ⅳ）事業において、必要額に応じた配分とするとともに、区分間の流用を可能とすること
2　地域医療構想の2026年以降のあり方について、新興感染症等発生時の対応を整理するとともに、医師の働き方改革や医師偏在対策などの関連する取組の工程とも連動したものとすること
3　医療提供体制推進事業費補助金については、救命救急センターや小児初期救急センター事業の安定的な実施のため十分な財源を確保するとともに、周産期母子医療センター運営事業に対する支援を充実すること
4　医療施設等設備整備費補助金については、新興感染症等発生時における院内リスクの回避、中山間地やへき地での医療に取り組む医療機関の設備整備に対する支援について、十分な財源を確保すること
5　医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として増員された医学部臨時定員枠については、各地域一律に減員するのではなく、地域の実情や医師の働き方改革の影響などを踏まえ、慎重に検討すること
6　地域における医療・介護サービスの充実を図るため、看護職員の量の確保はもとより、専門性の高い看護師の養成・確保に対する支援を行うこと

42　がん対策の推進について

（厚生労働省）

富山県では、「県がん対策推進計画」に基づき、予防の強化と早期発見の推進、質の高い医療の確保、患者支援体制の充実を柱として、総合的ながん対策に取り組んでいるところである。

ついては、がん対策の充実強化を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　がん検診受診率向上対策の一層の充実によるがんの早期発見・早期治療のため、

⑴　がん検診の総合支援事業の継続

⑵　全医療保険者のがん検診実施状況等に関する情報を一元化し、地方自治体に還元する仕組みの整備

⑶　医療保険者・事業主のインセンティブ制度の充実によるがん検診受診の促進

2　がん医療の一層の充実強化のため、

⑴　がん診療連携拠点病院に対する財政支援の充実

⑵　手術療法や放射線療法、薬物療法、緩和ケアに加え、免疫療法、ゲノム医療などを専門的に行う医師等養成のための環境整備

⑶　小児・ＡＹＡ世代がん患者が適切な医療や支援を受けられる体制の整備

3　がん患者支援のため、

働く世代のがん患者の治療と職業生活の両立支援の充実

43　健康寿命延伸対策の充実について

（厚生労働省、消費者庁）

健康寿命の延伸には、食生活の改善や運動習慣の定着など、生活習慣の改善による生活習慣病の発症予防や、健康診断受診率の向上等による早期発見・早期治療等が大変重要である。

本県では、健康寿命日本一を目標に掲げ、社会全体で健康寿命延伸に向けた取組みを推進する機運を醸成することに加え、地域や職域単位で生活習慣の改善強化や糖尿病重症化予防などの健康づくりの取組みを行っているところである。

ついては、健康寿命の延伸に向けた施策の充実強化を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　健康寿命の延伸のためには、一人ひとりの健康づくりを社会全体で支える機運の醸成が重要であり、国における情報発信・普及啓発をさらに充実するとともに、地域の実情に応じた普及啓発や県民運動の展開等の実践活動等の取組みに対し必要な財源措置を講ずること

2　生活習慣病予防としての減塩対策には、減塩の調味料や加工食品の開発を促進するなど産業界の協力が必要不可欠であり、国において産業界と十分連携した施策を推進すること

3　メタボリックシンドロームの改善や糖尿病の重症化予防に効果的に取組むための人材育成を充実すること

4　科学的根拠に基づいた各種施策の企画立案のため、国における特定健診データの分析結果を早期に地域に還元するとともに、各保険者が所有するデータを利活用できる仕組みを構築すること

44　医薬品産業の振興について

（厚生労働省）

富山県の医薬品産業は高い製造技術を有し、富山県は国内トップクラスの製造拠点となっている。

度重なる薬価の改定、資材・原料価格の高騰、医薬品の供給不安の発生、バイオ製品など医薬品のトレンドの変化、連続生産など革新的な製造技術の導入など、医薬品産業を取り巻く環境が大きく変化するなかで、本県の医薬品産業が更に発展し、日本の成長を牽引していくため、次の事項について各段の配慮をお願いしたい。

1　製薬企業が取り組む医薬品の研究開発、革新的製造技術の導入、国産化・安定供給確保に資する設備投資などへの支援と、それらを後押しする薬価等の制度改革

2　富山県薬事総合研究開発センターが以下の各国立研究開発法人等と行う各研究開発等への支援

(1)　成育医療研究センターと連携して行う小児用医薬品の開発

(2)　医薬基盤・健康・栄養研究所と連携して行うバイオ医薬品の開発や、薬用植物の栽培研究等に対する技術的指導

(3)　国立医薬品食品衛生研究所と実施する生薬エキス剤に係る共同研究

3　製薬企業の国際展開を促進するため、アジア諸国等との薬事規制調和の推進と、そのための医薬品医療機器総合機構北陸支部を活用した海外の薬事行政官への研修等の実施拡充

4　製薬企業の製造管理・品質管理技術の向上や適切な運用を図るため、製薬企業を対象とした講習会の実施や、都道府県を対象とした立入検査等に関する研修会の開催

5　地域医療だけでなく製薬企業や行政でも必要な薬剤師の確保のため、地域偏在解消に向けた施策の推進と都道府県への支援の充実

45　食中毒被害者に対する支援策の実施など食品の安全安心の確保について

（厚生労働省）

平成23年４月下旬に、県内外において生肉（ユッケ）を提供したことによる食中毒事件が発生し、深刻な事態となった。

この食中毒事件発生直後に本県からの要望を踏まえ、同年10月から、食品衛生法第13条に基づく生食用食肉の規格基準が施行されるなど、安全性の確保が図られたところである。

しかし、食品流通の広域化、営業形態が大規模化している中で、今後もこのような大きな被害をもたらす食中毒が全国的に発生することも危惧される。

また、食中毒や異物混入等の食品事故の未然防止だけではなく、国内産食品の輸出促進につなげるためにも、食品衛生法が改正され、食品の安全管理の国際基準であるＨＡＣＣＰ（ハサップ）が制度化されたが、全ての中小規模の食品等事業者が導入し、適正に運用できているとは言い難い状況である。

国におかれては、食中毒が発生した場合における被害者救済を万全のものとするとともに、ＨＡＣＣＰ（ハサップ）に沿った衛生管理が、地域において確実に定着するよう、次の事項について早急に必要な措置を講じられるよう格段の配慮を願いたい。

1　食品等事業者を対象とした強制加入の賠償責任保険制度の創設を検討するとともに、任意の賠償責任保険への加入促進対策を実施するなど、被害者救済のための方策を講じること

2　ＨＡＣＣＰ（ハサップ）に沿った衛生管理を、全ての中小規模の食品等事業者が、確実に導入し、適正に実施するには、実情を踏まえた使いやすい手引書の作成や衛生管理計画の作成を目的とする実践的な講習会の開催等、改正法の施行後であっても継続した支援が必要であることから、財政措置をはじめとした支援策の充実を図ること

46　食料の安定供給と農業の持続的な発展に向けた施策の強化について

（農林水産省）

国では、食料自給率の向上を目指し、食料の安定供給の確保や農業の持続的な発展に向けた施策等を講じることとしている。また、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、環境負荷低減のイノベーションを推進している。

本県では、生産力向上と持続性の両立を図りつつ、「稼げる」農業を実現していくため、スマート農業の推進や担い手の経営基盤の強化、「県みどりの食料システム基本計画」に基づく、環境負荷低減の推進などに取り組んでいるところであり、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　みどりの食料システム戦略の実現に向けた、イノベーション等による持続的生産体制の構築と支援の充実・強化を図ること

⑴　スマート農業技術の開発促進に加え、営農現場での技術実証や機械等導入、人材育成のための予算の確保

⑵　有機農業や化学肥料・農薬の低減などの環境にやさしい農業の取組みを推進するためのみどりの食料システム戦略推進交付金の継続的な予算の確保

⑶　有機農業の取組拡大を図るため、水田除草機等の導入を支援する事業の創設や農地利用効率化等支援交付金などの要件緩和

⑷　プラスチックフリー肥料の国研究機関及び肥料メーカーでの開発の加速化

2　担い手と新規就農者に対する支援の充実を図ること

⑴　経営基盤の強化や集落営農の活性化等に必要な農業用機械・施設の整備等への支援の拡充及び十分な予算の確保

⑵　農地集積・集約化を図るための支援及び予算の確保

⑶　新規就農者育成総合対策の拡充及び十分な予算の確保

⑷　担い手や地域の農業生産を支えるため、農業支援サービスや短期間労働人材の活用など、農業に従事する多様な人材の確保・育成に向けた支援

3　女性の活躍推進に向け、働きやすい環境整備への支援の充実を図ること

4　肥料などの生産資材や飼料等の価格高騰の状況に応じた農業経営への影響緩和対策を講じるとともに、価格補てん対策の運用改善及び適正な価格形成に向けた国民の理解醸成を図ること

47　地方の実情に即した水田農業政策等の充実について

（農林水産省）

水田農業が主体の本県において、需要に応じた米生産と大豆や高収益作物等を組み合わせた水田のフル活用などによる農業所得の確保に向け、県独自の施策も併せて行いながら、積極的に取り組んでいるところであり、意欲ある農業者が、希望を持って安心して農業に取り組めるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　米政策の推進にあたっては、米の需給と価格の安定を図るため、全国の水稲の作付動向や米の需要見通し、作付転換を促進するための情報などの提供の充実、米・米粉の実効性のある需要拡大対策の強化など適切に対応すること

2　水田のフル活用を推進するため、経営所得安定対策等の予算の確保・充実を図ること

⑴　非主食用米や大豆、麦のほか、タマネギなどの地域振興作物等の生産拡大や省力・低コスト化の取組みを促進するための戦略作物助成、産地交付金、コメ新市場開拓等促進事業等の継続的な予算確保と配分

⑵　水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しに関し、水田輪作や畑作物の本作化等の対応について十分な検討・調整が必要であることから、畑地化促進事業の継続及び５年を超える間隔でブロックローテーションに取り組むなどの地域の実情への配慮

3　強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業など、園芸等の産地の育成・広域化に向けた機械・施設整備のための予算の確保と充実を図るとともに、資材価格高騰等に伴い補助上限額を引き上げること

4　畜産の経営基盤強化に向けた支援の充実を図ること

⑴　畜産クラスター事業の十分な予算の確保

⑵　家畜伝染病による被害防止対策の一層の強化及び消費・安全対策交付金等の十分な予算の確保

⑶　食肉センターの施設整備等に対する財政支援の拡充

⑷　産業動物臨床獣医師の遠隔診療体制を確保する環境整備並びに、農業共済組合家畜診療所に対する財政支援

5　民間育成品種も含め、原種の供給や生産物審査などの優良な種子生産に果たす都道府県の役割を担保するため、地方交付税の増額など財源措置の拡充を図ること

48　農林水産物等の輸出促進について

（農林水産省）

国では、2030年までに農林水産物・食品の輸出額を５兆円とする目標を掲げ、輸出品目別に輸出促進を図る「認定農林水産物・食品輸出促進団体」を認定するなど支援体制の充実が図られた。

本県としても、令和４年３月に策定した「富山県農林水産物等輸出拡大方針」（とやま輸出ジャンプアップ計画）において、令和８年度の農林水産物等の輸出目標額を現状の10倍の120億円とし、輸出意欲のある生産者・事業者の販路拡大の取組み支援を進めている。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　地域の産地・事業者の輸出拡大につながるよう、国から指定を受けた「輸出産地」に対する補助制度の拡充や現場のスピード感に合わせた輸出体制の構築を支援するとともに、「農林水産物・食品輸出促進団体」の活動支援などの国の施策実施にあたっては地方の取組みと連携されること

2　新市場開拓用米を対象とした産地交付金などの施策の安定的な実施と予算の確保

3　中国向けコメ輸出の条件となる施設指定に係る調査への切れ目ない支援と指定施設等（精米工場・くん蒸倉庫）の拡大

4　地域輸出商社を中心とする地域の実情に応じた多品目・小ロットの農林水産物・食品をまとめて輸出する取組みへの支援

5　国際競争力の強化や、ＳＤＧｓに貢献する国際水準ＧＡＰの認証取得及び更新に対する支援の充実強化

49　農山村地域等の振興対策、鳥獣被害防止対策等の推進について

（農林水産省）

農山村地域は、農業生産活動等を通じて、安全・安心な食料の供給をはじめ、国土や自然環境の保全等の多面的な役割を担っているが、高齢化や人口減少による集落機能の低下やイノシシ等鳥獣被害の増加など、様々な課題が顕在化している。

このため、本県では、日本型直接支払制度などを活用し、農業生産活動をはじめ、農業用水路等の維持・保全、鳥獣被害対策の強化のほか、関係人口の増加に向けて、とやま帰農塾の開催や農村でのボランティア活動への支援、農泊の推進など都市農山村交流や地域資源の活用等に積極的に取り組んでいるところである。

ついては、農山村地域等の振興に向け、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　日本型直接支払制度の充実

⑴　中山間地域において農業生産や棚田等の保全活動が持続的に行われるよう、イノシシによる畦畔や水路等の掘り起こし被害の復旧に係る加算措置の新設を含めた中山間地域等直接支払交付金の予算の確保と十分な配分

⑵　小規模な農業用水路等の計画的な補修・更新を行う長寿命化対策や、水路の江ざらい（泥上げ）や草刈りなどの農地維持活動等の取組みに係る多面的機能支払交付金の予算の確保と十分な配分

2　中山間地域農業の意欲ある担い手の育成や農村ＲＭＯなど集落機能の強化を図る中山間地農業推進対策等に係る予算及び地域ぐるみによる鳥獣被害対策を推進する鳥獣被害防止総合対策交付金予算の確保と十分な配分

3　都市農村交流や地域資源を活用した取組みを推進する農山漁村振興交付金の予算の確保と十分な配分

4　資材価格高騰に伴う農山漁村発イノベーション対策の施設整備や鳥獣侵入防止柵等の補助上限額の引き上げ

50　農業農村整備事業の推進について

（農林水産省）

農業農村整備事業は、食料の安定供給、農業・農村の多面的機能や農村地域の活性化など国民のいのちや暮らしを支える公共性・公益性の高い事業であり、農業の成長産業化及び国土強靱化を実現するうえで極めて重要な役割を担っており、その推進が求められている。
ついては、国において策定された土地改良長期計画に基づいた次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　農業農村整備事業の予算の確保と地方財政措置等の充実
⑴　地方の実情に十分配慮した農業農村整備事業に関する予算の確保と「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を確実に実施するため、計画的な執行に必要な予算・財源を安定的に措置するとともに、５か年加速化対策後も国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保すること
⑵　ガイドラインの設定に伴い増加する県及び市町村負担への地方財政措置の充実
⑶　暗渠排水等の地方財政措置の拡充
⑷　国営土地改良事業の市町村負担の支払方法の拡充（直入方式の適用）
2　農業の成長産業化に向けた農地整備の推進
⑴　国営農地再編整備事業「水橋地区」の推進
⑵　県営農地整備事業の推進への支援
⑶　非公共事業における急激な物価高騰への対応
⑷　物価高騰を踏まえたコスト縮減の適正な目標設定
⑸　農地整備の推進に資する農業土木系技術者の人材確保に向けた取組みへの支援
3　国土強靱化に向けた防災・減災対策、農業水利施設等の保全管理の推進
⑴　国営施設機能保全総合対策事業の農家負担の軽減及び地方財政措置の充実
⑵　県営農村地域防災減災事業及び県営水利整備事業等の推進への支援
4　女性理事登用や多様な主体の参画による土地改良区の運営体制の強化に向けた支援
5　農業水利施設の安定的な維持管理に向けた電気料金高騰に対する支援

51　森づくりの推進と森林整備法人への支援継続について

（農林水産省、総務省）

本県では、災害に強い山づくりを進めるとともに、県産材利用促進条例を制定し、路網整備や高性能林業機械の導入による間伐等の森林整備、木材加工施設の整備、公共施設の木造化や県産材を使った住宅の建設を促進するなど、林業・木材産業の持続的発展に向けた施策を幅広く推進するほか、全国に先駆けて開発した優良無花粉スギ「立山　森の輝き」による再造林の推進、さらに、森林整備法人の経営改善についても積極的に取り組んでいる。

ついては、本県の森林・林業、木材産業の更なる振興を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の確実な推進と、森林吸収源対策や健全な森林の育成・保全を図るため、計画的な執行に必要な予算・財源を安定的に措置するとともに、５か年加速化対策後も国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保すること

(1)　森林環境保全直接支援事業の予算の確保

(2)　森林資源循環利用林道整備事業や農山漁村地域整備交付金等の林道関係予算の確保

(3)　復旧治山事業や地すべり防止事業等の治山関係予算の確保

2　カーボンニュートラルの実現に向けた森林資源の循環利用の推進

(1)　間伐材生産や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設整備など、総合的な取組みに必要な予算の確保

(2)　林業・木材産業事業者の経営安定に向けた燃料価格や電気料金の高騰対策及び木質バイオマス発電施設の未利用材の安定的な調達に対する支援制度の創設

(3)　建築物における木材利用促進のため、モデル性の高い木造公共施設整備の対象の拡充と民間木造施設整備に対する支援制度の創設

(4)　多様な担い手の確保・育成のため、新規就業者等への研修や外国人材受入れ条件整備、労働安全対策、スマート林業の取組などへの支援の充実

3　森林整備法人への支援措置の継続

(1)　県の公社支援に対する地方財政措置の拡充

(2)　更新伐や土地所有者の確認等、分収林の適切な管理に対する支援の継続

52　水産業振興対策の推進について

（農林水産省）

本県における水産業の振興、発展のため、持続可能な漁業の一層の推進、漁業生産基盤の整備と良好な漁場の維持、漁業経営基盤の強化等を図る必要がある。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　漁業法に基づく新たな資源管理の実施にあたり、定置漁業をはじめとする沿岸漁業の実態を踏まえた運用を図ること

⑴　ＴＡＣ（漁獲可能量）管理の対象拡大については、沿岸漁業関係者の意見を十分踏まえた検討を行うとともに、資源管理に取り組む漁業者が利用する漁業共済制度の継続

⑵　中西部太平洋まぐろ類委員会（ＷＣＰＦＣ）における太平洋クロマグロ（小型魚）の日本の漁獲枠の増枠に向けた交渉の加速化

2　水産業の生産性向上のため、ＩＣＴ等を活用した「スマート水産業」の取組みへの支援の継続

3　日本海における水産資源の持続的利用のための対策の実施

⑴　定置漁業者とまき網漁業者とのブリ資源の利用に関する調整を図るための協議組織の国主導による運営と指導

⑵　ブリやサケなどの広域回遊魚について漁獲変動に対応した総合的な水産資源調査研究の推進

4　新規就業者等への体系的な研修実施体制の整備等、多様な担い手の確保・育成に対する支援の継続

5　「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を確実に実施するため、計画的な執行に必要な予算・財源を安定的に措置するとともに、５か年加速化対策後も国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保すること

⑴　漁業生産の拠点となる漁港等水産基盤の整備及び機能保全対策の計画的な推進

⑵　漁港漁村の高波対策としての漁港海岸施設の整備及び機能保全対策の計画的な推進

6　原油価格・物価高騰による漁業経営への影響緩和を図ること

⑴　漁業経営セーフティーネット構築事業における予算の確保及び燃油高騰の長期化に備えた支援の拡充

⑵　漁業者の省エネ機器の導入支援の継続

53　イノベーションの創出とデジタル･トランスフォーメーションによる産業の高度化について

（内閣官房、文部科学省、経済産業省、総務省）

日本海側屈指の工業集積を誇る本県では、国内での需要減少や国際競争の激化による産業構造の変化の中で、県内産業が対応・成長していくため、ＩoＴやＡＩの活用や、今後大きな成長が見込まれるヘルスケア分野等における新製品・新技術の開発支援、デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）による生産性向上の促進、公設試験研究機関における全国でもトップレベルの設備の整備など、産業の高度化に取り組んでいる。

今後、カーボンニュートラル等の社会的課題を克服しつつ、我が国の将来と地域の発展に欠かせない地方発イノベーションを加速するためには、多様な産業の集積やものづくり技術など地域が有する強みや特色を活かした、グリーン成長戦略分野等における産学官連携による革新的な研究開発の推進や、地域産業におけるデジタル技術の着実な普及が重要である。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　地方主導の産学官連携による戦略的産業の形成を推進するため、研究段階から製品化・事業化の取組みへの支援制度の拡充

⑴　持続的な地域産学官共創システム形成のため、「とやまアルミコンソーシアム」や「とやまヘルスケアコンソーシアム」における研究開発や事業化の取組みのため、研究員やコーディネータ等の人件費、活動費、設備投資等への支援

⑵　成長型中小企業等研究開発支援事業など研究開発・事業化にかかる支援の安定的かつ継続的な実施、自己負担の軽減及び手続きの簡素化などの支援内容の充実

2　ヘルスケア、医薬バイオ、医薬工連携、次世代自動車、航空機、ロボット、機械、電子デバイス等の成長産業への参入やグリーン成長戦略の推進に向けたオープンイノベーションなどによる研究開発・事業化に対する支援の充実

3　グリーン成長戦略に関連する産業への参入、事業転換の促進、水素関連設備等の販路開拓に向けた取組みに対する支援の充実と、脱炭素社会の実現に向けたアルミニウムのグリーン化（リサイクル）等に関する研究開発のための新たな支援の創設

4　ＩoＴ・ＡＩ・５Ｇをはじめとするデジタル技術の有効活用による県内産業のＤＸに向け、産学官連携による人材育成や普及啓発、ＩoＴ等に関連した情報セキュリティ対策や資金面など、地域の実情を踏まえた取組みに対する支援の継続及び充実

5　産学官連携を推進する公設試験研究機関等における、県内産業の高度化に貢献する先端設備の導入・更新への支援

54　原材料及びエネルギーの安定的な供給確保と総合的なエネルギー政策の推進について

（経済産業省、環境省、国土交通省）

新型コロナウイルス感染症の流行や国際情勢の変化により、サプライチェーンの脆弱性や供給途絶リスクが顕在化するとともに、2030年を見据えた火力発電による発電比率の引き下げに伴う猛暑期や厳寒期の電力需要のひっ迫に加え、燃料価格の高騰による電力価格の上昇等、国民生活や産業への影響が懸念されている。

今後、我が国が更なる経済成長を実現するとともに、国民生活の安定を図るうえで、原材料や製品・部素材の円滑な供給の確保、必要な電力量の確保、電気・ガス、燃料油などのエネルギー価格の安定が必要である。

また、安全の確保を最優先に、成長戦略や地球温暖化防止対策、国民負担等を勘案し、バランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進が不可欠となっている。

本県では、包蔵水力が全国２位と高いポテンシャルを活用しながら、小水力発電の導入支援など、地域資源の活用による再生可能エネルギーの導入促進を図っており、こうした取組みを今後さらに加速化、強化していく必要がある。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　重要物資やエネルギーの安定的な確保・供給に万全を期すとともに、地域内調達の促進など、サプライチェーンの強靭化への支援の充実

2　我が国における企業活動や国民生活に支障が生じないよう必要な電力の安定供給とエネルギー価格高騰対策の推進

3　安全の確保を最優先に、成長戦略や地球温暖化防止対策、国民負担等を勘案したバランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進

4　地域課題の解決やエネルギーの地産地消にも資する分散型エネルギーシステム構築への支援

55　中小企業・小規模企業の活性化の推進について

（経済産業省、厚生労働省、中小企業基盤整備機構）

本県経済は、新型コロナウイルス感染症等の影響からは回復傾向にあるものの、ウクライナ情勢や円安基調等を要因としたエネルギー価格や物価の高騰が続く中、人材確保のための構造的な賃上げも求められており、中小・小規模企業の経営は依然として厳しい状況が続いている。このため、本県経済を成長発展させるには、適正な価格転嫁の実現によるサプライチェーン全体での付加価値の分配のほか、ＤＸやＧＸ等への積極的な投資や、生産性向上、事業再構築の取組みを強力に進める必要がある。

また、経営者の高齢化に伴う円滑な世代交代・事業承継に向けた積極的な支援や、円滑な資金供給の推進、企業間の不公正な取引の是正等下請取引の適正化などに取り組む必要がある。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　エネルギーや原材料価格の高騰等を踏まえた中小・小規模企業の経営改善・事業再生支援、事業承継支援の強化、無利子・無担保融資の返済支援を含む資金繰り支援の継続・強化、物価高騰に伴う適正な価格転嫁の監視等の下請取引適正化の推進

2　ＩｏＴ、ＡＩ等を活用したＤＸの推進や労働者のリスキリング等による生産性の向上、経営力の強化への支援や、カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギーの転換等の普及のための施策の充実と予算の確保

3　中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業、事業環境変化対応型支援事業、小規模事業対策推進等事業、小規模事業者持続的発展支援事業及び地方公共団体による小規模事業者支援推進事業等の充実と継続

4　インボイス制度の円滑な導入に向けての必要な支援の継続

5　地域資源を活用した地域内経済循環の促進や農商工連携の推進のための支援措置の充実と継続

6　伝統的工芸品に関わる人材育成や技術の継承、海外展開に至る一気通貫型の支援措置の充実

7　ＢＣＰ（事業継続力強化計画）や経営革新計画の導入及び策定企業に対する支援措置の継続

8　高度化資金における償還猶予の弾力化

9　中小企業大学校北陸ブロック校の開設中止に伴う県内中小企業等への研修受講機会の充実及び旧建設候補地の有効活用に関する支援

56　スタートアップの支援について

（経済産業省、文部科学省）

少子高齢化・人口減少や円安基調などで非常に厳しい経済情勢にある今こそ、次の時代の成長の種をまき、新しく力強くワクワクする稼げる産業や雇用が生まれるよう取組みを進めることが重要である。

本県では、県内のスタートアップエコシステムの構築に向けて、まずはロールモデルとなる成功事例の創出に取り組むこととしている。

ついては、次の事項について、引き続き格段のご配慮を願いたい。

1　国が推進するスタートアップ企業の育成支援プログラム「J-Startup」地域版の充実

2　全国や世界に遍在しているロールモデルとメンターを全国規模でプール化し、そうした人材と地方公共団体とをつなぐ仕組みの構築

3　若者への起業家教育や国を挙げての起業の推進により、起業を身近なものと捉え、失敗を受け入れる風土の醸成

57　環日本海･アジア地域･米国等との経済交流及び物流の活性化について

（経済産業省、国土交通省、農林水産省、日本貿易振興機構）

グローバル化が進展する中、県内企業が今後も活力を維持していくためには、環日本海諸国やアジア地域、米国などの成長エネルギーを取り込んでいくことが重要である。

また、物流については、国際拠点港湾伏木富山港の利用を促進するとともに、県内トラック運送では、ドライバーの働き方改革や脱炭素化に向けた取組みへの対応を図ることで、本県の物流の更なる活性化につなげていく必要がある。

ついては、環日本海・アジア地域、米国等との経済交流、物流の活性化が一層図られるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　高品質な製品や先端技術を有する中小企業の海外進出や輸出促進、海外企業等とのマッチングに対する支援の充実

⑴　海外ミッション派遣事業の充実

⑵　バイヤー招へい事業の拡充

⑶　国内での国際見本市開催への支援

⑷　オンライン商談の開催など非対面・遠隔での海外展開への支援の充実

2　物流の活性化に向けた支援の充実

⑴　内航フィーダーによる国際コンテナ戦略港湾への集貨に対する支援の継続

⑵　伏木富山港の利用促進に係る取組みへの支援

⑶　「持続可能な物流の実現に向けた検討会」における議論を踏まえた取組みの着実な推進

58　デザインの振興について

（内閣官房、経済産業省、文部科学省）

本県では、ものづくりにおけるデザインの重要性に早くから着目し、1999年に県総合デザインセンターを設置して県内産業の商品開発等をデザイン面から支援するとともに、デザイン人材の育成、確保に取り組んでいる。

また、近年は多様な業種の人材が連携交流して新事業を創出する拠点「クリエイティブ・デザイン・ハブ」やＶＲ技術の活用により効率的なデザイン検証を可能とする施設「バーチャルスタジオ」を県総合デザインセンター内に整備してきた。

さらに、ものづくり産業のＤＸ化に対応した支援機能を拡充するため、高性能デジタル工作機器やオンライン配信機材、オンライン相談システムの整備など、県内産業が時代の変化をチャンスと捉え積極的に挑戦出来る体制を強化してきたところである。

ついては、次の事項に各段の配慮を願いたい。

1　先端技術とデザインの融合による新商品開発・新事業創出に向けたスタートアップの調査研究や試作品製作などへの支援

2　産業振興を支えるデザイン人材の育成・確保に関する取組みへの支援

3　デザインを活用した産業振興に必要な先端設備導入への支援

59　中心市街地と商店街の活性化について

（経済産業省、国土交通省）

富山市及び高岡市では、国の認定を受けた第４期中心市街地活性化基本計画に基づき、「まちの顔」としての中心市街地の魅力を創出するため、更なる活性化に向けた取組みを進めているところである。

その他の県内各地域においても、個性的で賑わいのあるまちづくりへの取組みが進められている。

本県では、昨年２月に策定した「富山県成長戦略」において、市街地の開発では、できるだけ地元の住民が、創意工夫による自由で自主的な事業活動を営める余地を残すとともに、小資本でも創意工夫により改造可能な「ハッカブル」な市街地空間を維持することを目指している。

国においては、中心市街地や商店街の活性化に取り組まれているところであるが、県としても、引き続き、基礎自治体と連携し、地域住民等のニーズに沿った新たな需要を取り込む取組みを一層推進していく必要がある。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　富山市及び高岡市の第４期基本計画に掲げる市街地再開発事業等による市街地の整備改善、まちなかの交流人口の拡大や商業活性化のための事業等への支援策の充実

2　中心市街地や商店街の機能活性化や賑わい創出を図るための事業に必要な予算の確保・拡充及び早期の情報提供

60　総合的な空き家対策の推進について

（国土交通省、総務省）

少子高齢化・人口減少社会の到来や景気の低迷等により空き家・空き建築物が増加してきており、県内全域において、景観・環境・防犯上の問題が懸念されている。

これらの課題を解決するため、平成27年５月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、県や市町村、民間関係団体が連携して、空き家や跡地の利活用、老朽危険空き家等に対する是正措置等の対策に取り組んでいるところである。

こうしたなか、国では地域の実状に応じた空き家の活用拡大や除却促進に向けて取り組まれているところであるが、地方創生を実現する観点からも、さらに、総合的な空き家対策を推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

空き家の利活用による移住など地域活性化、空き家の流通、空き家の適正管理や除却を推進するため、国による税財政支援措置等の拡充・強化を図ること

⑴　空き家を利活用した移住などを促進するための市町村の取組みに必要な予算の確保

⑵　所有者等が不明の特定空家等及び放置すれば特定空家等となるおそれのある空家等（管理不全空家等）に対する措置への技術的・財政的な支援

61　富山きときと空港における航空ネットワークの充実と冬季就航率の向上について

（国土交通省、内閣府）

富山きときと空港は、北陸・飛騨・信越地域の空の玄関口として、２つの国内定期路線（羽田・札幌）と４つの国際定期路線（ソウル・大連・上海・台北）によって各都市と結ばれ、環日本海・アジア交流の拠点空港としての機能充実と就航率の向上が期待されており、民間活力の導入に向けた準備を進めることとしている。

こうしたなか、本空港の基幹路線である富山－羽田便については、北陸新幹線開業後、大変厳しい状況が続いており、官民挙げた利用促進に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、富山－札幌便を含め、利用者数がコロナ禍前の水準には回復していない。

これらの路線は、本県と全国、世界との交流、本県の未来創生を支える極めて重要な役割を担っており、北陸・富山への新たな旅客需要や羽田経由の国内外乗継需要を取り込みながら、便数維持や飛行時間短縮のための飛行経路の効率化を図ることが重要である。また、混雑空港等における地方空港の発着枠の確保等により地方都市間の路線新設に取り組む必要がある。

さらに、国際路線についても、新規路線開拓やチャーター便の誘致を図ることにより、航空ネットワークの充実に取り組むことが本空港にとって極めて重要である。

加えて、本空港では、冬季において雪による視界不良等により欠航便が多数発生しており、更なる就航率向上への取組みが不可欠である。

ついては、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

1　国内外の航空ネットワークの充実

(1)　富山－羽田便、富山－札幌便の便数維持及び利便性向上、関西・九州・沖縄などへの新規路線開設、国際路線の開設及び利用促進並びに格安航空会社（ＬＣＣ）・リージョナルジェットの活用による航空ネットワーク充実に向けた取組みへの支援

(2)　飛行時間短縮のための飛行経路の効率化等による富山－羽田便の利便性向上に向けた取組みへの支援

(3)　旅客需要が十分回復せず、厳しい経営環境にある航空・空港関連事業に対する財政的支援の継続及び拡充

(4)　コロナ禍を踏まえた混合型コンセッション導入に係る支援

2　冬季就航率の向上

現在、鋭意開発が進められているＧＰＳを活用した新たな着陸誘導システム（可搬型ＧＢＡＳ）の開発促進と富山空港への早期導入

62　北陸新幹線の整備促進について

（国土交通省、財務省、総務省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として国土の均衡ある発展に不可欠なものであり、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで極めて大きな効果をもたらすものである。

また、大規模災害時等においては東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、豪雪などの災害に強く信頼度の高い社会インフラでもあることから、日本海国土軸の形成に必要不可欠な国家プロジェクトとして、大阪までの全線整備を早期に実現する必要がある。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　現在建設中の金沢・敦賀間について、今年度末までの開業を確実に実現すること

　また、関西・中京圏と北陸圏との間の円滑な流動性を図るため、敦賀駅等における乗換利便性の向上策を講じるほか、在来線特急の運行本数の維持・拡大とともに、「つるぎ」の延伸をはじめ、北陸新幹線の運行本数の確保・拡大など、関西・中京圏へのアクセス向上を図ること

2　敦賀・大阪間について、東海道新幹線の代替補完機能の確立による災害に強い国土づくり、広域観光や地方創生に資することから、環境アセスメントを丁寧かつ速やかに進めること

　また、「北陸新幹線事業推進調査」の活用により、施工上の課題を早期に解決し、大阪までの早期全線整備を図ること

3　敦賀・新大阪間の着工のため、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保（前倒し活用や算定期間の延長等）、既設新幹線譲渡収入や鉄道・運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金の活用、必要に応じ財政投融資の活用等により必要な財源を確保され、整備スキームを見直すこと

4　地方負担については、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないよう、コスト縮減や国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講じること

5　「かがやき」については、定期列車が全列車停車とされた富山駅以外の新高岡駅等県内駅についても、流動頻度の高い時間帯等について、定期列車の停車や臨時列車の増便・停車となるよう、また、「はくたか」については、定期列車の増便、臨時列車の黒部宇奈月温泉駅への停車について、配慮いただきたいこと

「北陸新幹線」駅・ルート図

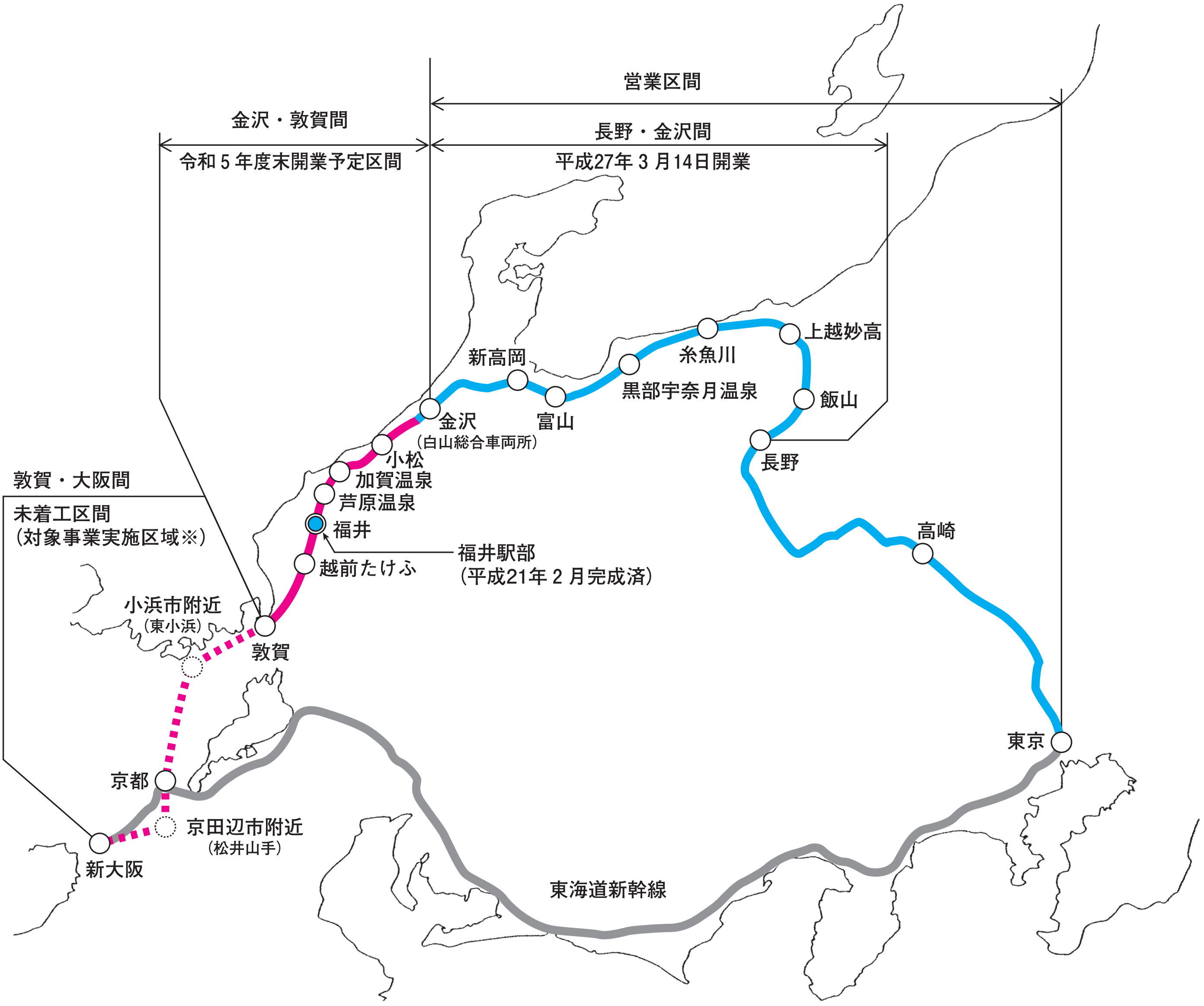

※令和元年11月26日に鉄道・運輸機構が公表した環境影響評価方法書に示された概略の路線。

63　地域公共交通の維持・活性化について

（国土交通省）

県民や県外からの来訪者にとって重要な移動手段である地域公共交通は、燃油価格の高騰等の影響や長期に及んだ新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況に置かれている。また、人口減少や少子高齢化に加え、コロナ禍での暮らし方・働き方の変化やＤＸの進展など、地域公共交通を取り巻く社会状況は、近年著しく変化している。本県では、昨年度から地域公共交通計画の策定に着手し、社会の変化に対応した持続可能な地域公共交通の実現に向けて、取組みを進めることとしている。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　交通事業者をはじめとする地域の関係者の連携の下、利便性の高い持続可能な地域公共交通を実現するため、

⑴　地域公共交通計画及び同計画に基づく実施計画の策定・実施に対する支援について、十分な予算の確保や、協議会への参画を通じた助言等を行うこと

⑵　ＭａａＳの推進や運行頻度の維持改善、利用ニーズに対応した柔軟な運賃設定、共通乗車券・企画乗車券の販売など、地域公共交通の需要喚起策に対して支援を行うこと

2　厳しい経営状況にある地域公共交通のサービスの継続を支えるため、

⑴　燃油価格の高騰等の影響やコロナ禍収束後の経営改善に向けた取組みに対する補助制度の継続・拡充、既存補助事業の補助要件の拡充・緩和など、交通事業者に対し十分な財政支援を行うこと

⑵　バス路線やデマンド交通等の生活交通を地域の実情に応じて支援できるよう、地域間幹線系統や地域内フィーダー系統に対する補助金等について、制度の充実と十分な予算確保を図ること

また、制度の見直しにあたっては、地方の意見や実情を十分に踏まえた上で、見直しを行うこと

⑶　バス運転手等地域公共交通の担い手不足の解消に対する支援制度の充実を図ること

3　地域公共交通の利用者の利便性向上のため、バリアフリー化、ＩＣＴを活用した情報提供の取組み等のＤＸ化やデジタルデバイド対策、電動車の導入等のＧＸ化を推進する自治体等へ支援の充実を図ること

4　自動運転や運行管理のリモート化など、地域公共交通の確保・維持に資する新技術について、開発や導入・普及を推進するとともに、補助制度の充実を図ること

64　並行在来線を含む地域鉄道等への支援の充実について

国土交通省、総務省、財務省）

本県の並行在来線は、日常生活を支える重要な路線であるとともに、広域・幹線物流ネットワークを支える重要な役割を担っており、国の責任において運営会社を支援し、経営安定を図る必要がある。
また、その他の地域鉄道等についても、日常生活を支えるため安全性の確保や利便性・快適性の向上を図りながら、維持活性化していくことが重要である。
ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　並行在来線を将来にわたって持続可能なものとするため、
⑴　並行在来線の設備投資等について、並行在来線の支援のために設置する基金への地方公共団体の拠出についても、地方財政措置の対象とするとともに税制上の優遇措置の拡充などの仕組みを確立すること
⑵　ＪＲが鉄道・運輸機構に支払う貸付料には、ＪＲが並行在来線を経営しないことによる赤字解消相当分も含まれていることなどから、並行在来線の維持・活性化の財源として活用すること。また、貨物調整金制度については、旅客列車の増便が貨物線路使用料の減少に繋がらない仕組みとすることや令和13年度以降の制度の見直しに適切に対応すること
2　県内の交通ネットワークの充実と利用促進を図るため、
⑴　並行在来線とＪＲとの乗継割引をはじめとする他の交通機関等との連携など利用促進策に対して支援すること
⑵　特急ひだ（富山～高山間）の増便、北陸新幹線との乗継割引など広域交通の利便性向上及び利用実態等のデータの提供・取得に係るＪＲとの協議に対する支援を行うこと
⑶　城端線・氷見線への新型鉄道車両の導入など、持続可能な公共交通の実現を目指して地域において自治体と鉄道事業者が連携して取組む鉄道の利便性・快適性の向上に向けた再構築を図る取組みについて十分な財政支援を行うこと
⑷　ＭａａＳアプリ等による決済や全国相互利用可能な交通系ＩＣカードの導入、補助要件のさらなる緩和によるバリアフリー化、駅などの施設整備に対する支援制度の継続や車両導入支援における既存車両の廃車要件の見直し、列車の増便など、利便性・快適性向上に資する取組みに対して支援すること
3　安全輸送施設等の修繕・改良、車両の検査・更新など鉄軌道の安全性・快適性向上に係る予算の確保及び支援の充実、災害復旧に係る支援制度の拡充を図ること

65　都市基盤整備の推進について

（内閣官房、国土交通省）

北陸新幹線開業効果を持続・深化させ、都市の活性化や個性豊かで魅力あるまちづくりなどにより地方創生を推進する必要がある。

また、駅南北の分断を解消し交通の代替性を確保する富山駅付近連続立体交差事業を「国土強靱化基本計画」に位置付け、その進捗を強力に図るとともに、資材価格が高騰するなか次の都市基盤の整備について格段の配慮を願いたい。

1　富山駅周辺の整備

⑴　富山駅付近連続立体交差事業の促進

富山地方鉄道本線、あいの風とやま鉄道線

⑵　駅周辺のアクセス道路等

（都）富山駅横断東線、（都）堀川線　ほか

2　街路の整備

⑴　公共交通を支援する道路の整備

（都）戸出東西中央線　ほか

⑵　中心市街地の活性化を支援する道路の整備

（都）総曲輪線　ほか

3　良好な住環境やまちの中心拠点の整備

⑴　土地区画整理事業

黒部市三日市保育所周辺地区、朝日町泊駅南地区　ほか

⑵　都市構造再編集中支援事業

魚津市中心市街地地区　ほか

4　都市公園の整備

都市にうるおいとやすらぎを与え、災害時には避難地や防災拠点ともなる都市公園の整備

富山県総合運動公園、砺波チューリップ公園　ほか

富山駅周辺の整備

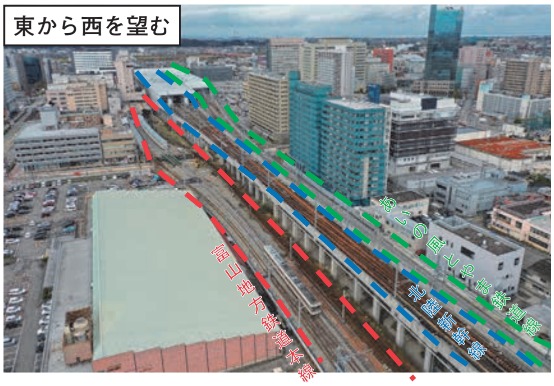

○富山地方鉄道本線の高架化
○駅周辺のアクセス道路の整備

都市計画道路 総曲輪線

○無電柱化により快適な歩行空間を確保
○魅力ある都市景観の形成により、観光客の増加等、
　中心市街地活性化に寄与
○災害時の電柱倒壊や電線切断などの危険性を除去

66　地方創生や国土強靱化に向けた道路整備の促進について

（国土交通省）

道路は、県民生活や経済活動を支える基礎的な社会資本であり、安全・便利で快適な生活が営めるよう高規格道路から生活道路まで、体系的な道路整備を進めている。

本県では、観光振興、産業・地域活性化の取組みを加速し地方創生を実現させるとともに、頻発する災害を踏まえ、強靱な国土づくりを目指すうえでも、道路の整備促進に取り組んでいる。

ついては、資材価格が高騰するなか「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の計画的な執行に必要な予算・財源の安定的な確保に加え、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源の別枠確保などの制度設計とともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　高規格道路等の整備促進
⑴　能越自動車道
　輪島市までの早期全線開通
　地方の意見を踏まえた国等による一元的管理
　福岡ＰＡのＩＣ化など利用者の利便性向上対策
⑵　高規格道路
　富山高山連絡道路（猪谷楡原道路、大沢野富山南道路）
　富山外郭環状道路（豊田新屋立体、中島本郷立体）
　高岡環状道路（六家立体、県道高岡環状線、北側区間）
⑶　北陸と関東を結ぶ広域道路
　中部縦貫自動車道、北アルプスゴールデンルート
⑷　東海北陸自動車道　城端スマートインターチェンジ
⑸　一般国道、県道及び市町村道
　国道８号（入善黒部バイパス、倶利伽羅防災）
　国道415号（新庄川橋）
　県道富山立山公園線（富立大橋）　ほか
2　安全・安心のみちづくりの促進
⑴　通学路対策など交通安全施設の整備
⑵　落石、雪崩などに対する防災対策施設や県境道路等の整備
⑶　道路施設の老朽化対策等
⑷　十分な除雪予算の確保や除雪機械・消雪施設の更新等

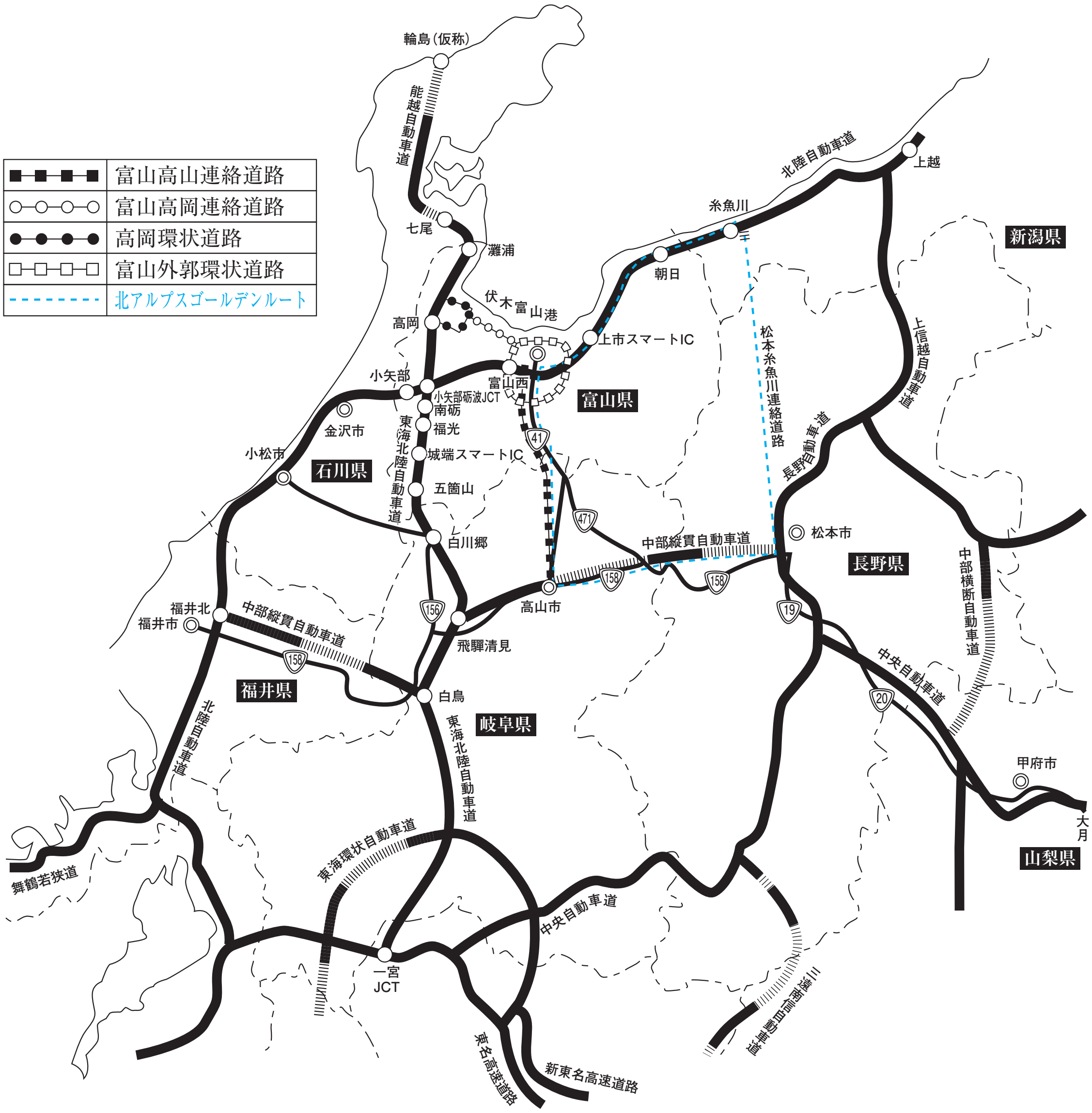

富山外郭環状道路 豊田新屋立体
（現道（国道８号）状況）

高岡環状道路（県道高岡環状線）
（現道状況）

67　東海北陸自動車道の全線四車線化について

（国土交通省、財務省）

本県は、日本海側の中心に位置し、北陸新幹線や高速道路、空港などにより各県、地域を結び、環日本海地域をはじめ世界をもつなぐ「北陸の十字路」である。この地理的な優位性を活かし、地域間の連携を強め、飛躍する富山の創造を目指している。

この実現には、南北に各県、地域を結ぶ東海北陸自動車道を全線四車線化し、日本海国土軸と太平洋新国土軸との連携を強化することが不可欠である。

これまでに順次四車線化が進められており、令和４年３月には福光ＩＣから南砺スマートＩＣ間が事業化されたことで、付加車線を含め県内すべてが四車線で事業化された。

これらの整備に加え、残る飛騨トンネルに早期着手し、全線四車線化の実現に繋げていきたい。

ついては、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

1　整備促進

- **福光ＩＣ～南砺スマートＩＣ間**
- **五箇山ＩＣ～城端ＳＡ間**
- **白川郷ＩＣ～五箇山ＩＣ間**

2　早期事業着手

- **飛騨清見ＩＣ～白川郷ＩＣ間**

東海北陸自動車道　飛騨清見IC～小矢部砺波JCT

令和元年9月10日「高速道路における安全・安心基本計画」4車線化の優先整備区間に飛騨清見IC～南砺SIC間64kmが選定

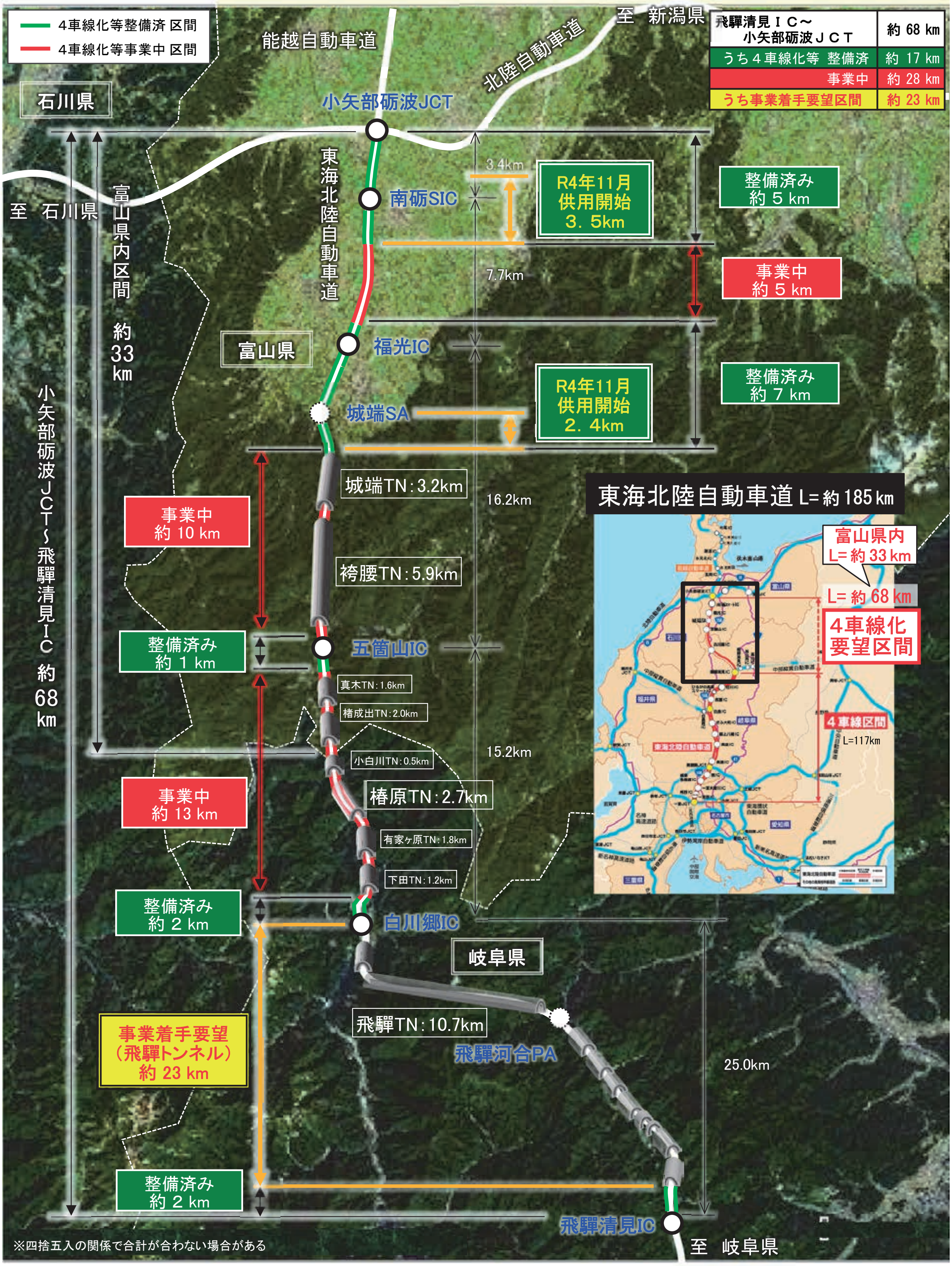

68　災害につよく強靱な県土づくりに向けた防災・減災対策の推進について

（国土交通省、農林水産省、経済産業省）

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、その一方で高度成長期を中心に整備された公共土木施設の老朽化が進展している。こうした中、本県では、災害から県民の生命と財産を守り、県のさらなる成長に繋げるため、治水・土砂災害対策や老朽化対策など「令和の公共インフラ・ニューディール政策」に取り組んでいる。

ついては、資材価格が高騰するなか「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の計画的な執行に必要な予算・財源の安定的な確保に加え、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源の別枠確保などの制度設計とともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　流域治水の推進
- ⑴　河川改修事業　　神通川（国直轄）、地久子川、鴨川　ほか
- ⑵　堰堤改良事業　　白岩川ダム　ほか
- ⑶　農地防災事業　　針山口六ヶ用水一期地区　ほか
- ⑷　下水道事業　　松川第二排水区、蓮花寺東排水区　ほか

2　土砂災害対策等の推進
- ⑴　砂防事業　　立山砂防（国直轄）、池川　ほか
- ⑵　治山事業　　常願寺川地区（国直轄）、大勘場地区　ほか
- ⑶　地すべり対策事業　　胡桃地区、岩瀬地区、荒間２期地区　ほか
- ⑷　急傾斜地崩壊対策事業　　本江⑵地区　ほか

3　海岸保全対策の推進
海岸侵食対策事業等　　下新川海岸（国直轄）、富山海岸
魚津港海岸、水橋漁港海岸　ほか

4　地震・津波対策の推進
- ⑴　海岸・港湾・漁港施設における地震・津波対策の整備推進
- ⑵　橋梁の耐震化や緊急輸送道路となる道路ネットワーク等の整備推進

5　公共土木施設などの長寿命化・老朽化対策の推進
道路施設、海岸・港湾・漁港施設、河川管理施設、農業水利施設、水道施設、工業用水道施設などの長寿命化等の戦略的維持管理・更新の実施及び土木技術者の人材確保に向けた取組みへの支援

6　流木対策の推進
渓流等における流木対策施設の整備
神通川水系砂防（国直轄）、寺谷敷谷川、久保地区　ほか

集中豪雨による
市街地の浸水被害

地久子川［平成24年７月　高岡市］

富山市長江町［令和４年８月］

令和元年台風19号による災害
［令和元年10月朝日町］

笹川の護岸欠損

山腹崩壊による土砂災害
［平成29年１月南砺市］

谷内谷

記録的集中豪雨（132mm/h）による
土砂災害［平成20年７月南砺市］

太谷川

高波（寄り回り波）による災害
［平成20年２月入善町］

防波堤を乗り越える高波（芦崎）

69　利賀ダムの建設促進について

（国土交通省）

一級河川庄川では、昭和51年の台風17号や平成16年の台風23号による出水など幾度も洪水による大きな被害が発生しており、早期の治水対策が強く求められている。

このため、国による利賀ダムの建設が平成５年度から進められている。

利賀ダム建設事業については、国において、平成22年９月からダム事業の検証が行われた結果、平成28年８月に事業を継続するとの対応方針が決定されたところであり、将来、国道471号利賀バイパスの一部となる利賀トンネルなどの整備が進められるとともに、令和５年度には、ダム本体工事に着手されることとなった。

利賀ダムは、庄川水系河川整備基本方針に定められた150年に１回程度発生する洪水に対応できる治水安全度を確保するために計画されたものである。

また、沿川の全ての市長がダム本体の早期整備を強く要望しており、近年、集中豪雨等による災害が全国的に頻発していることからも極めて重要なものである。

ついては、災害につよく強靱な県土づくりを推進し、沿川住民の生命と財産や地域の安全を守るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

事業執行の効率化やコスト縮減をより一層進め、総事業費の抑制に最大限努めるとともに、計画的かつ１日も早い完成を図ること

70　ダイオキシン類対策について

（国土交通省、環境省）

ダイオキシン類については、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがあることから、環境汚染の実態把握や事業者への適正な監視・指導などの積極的かつ速やかな対応が必要となってきている。特に、ダイオキシン類に汚染された富岩運河等における改善対策の実施とその維持管理が必要である。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　公害防止対策事業の推進に必要な予算確保

2　大量のダイオキシン類汚染土を対象とした、安全で低コストな無害化処理技術の確立

3　覆砂、浚渫除去等による改善対策後の維持管理費の、「公害防止事業費事業者負担法」に基づく事業者負担の制度化

4　ダイオキシン類の迅速で低コストな測定法の開発のさらなる推進

71　「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化等について

（国土交通省）

日本海側の中心に位置する「国際拠点港湾」伏木富山港は、対岸諸国のみならず東南アジア等の成長力を我が国に取り込む重要な役割を担うとともに、太平洋側港湾の代替機能としての強化や脱炭素社会への貢献が求められている。このため、環日本海地域をはじめ世界をつなぐ「北陸の十字路」構想の実現に向け、本港のさらなる機能強化を図る必要がある。

また、今後、港湾施設の老朽化が進み、維持管理や更新費用の増大が見込まれるため、計画的・効率的な管理運営を図る必要がある。

さらに、新川地域の海上輸送拠点である魚津港の老朽化対策、運河整備による親水空間の創出や海岸整備による防災対策を推進する必要がある。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化
- ・新湊地区
  国際物流ターミナル北４号岸壁の延伸、
  西波除堤の老朽化対策、新港大橋の耐震対策、
  海王丸パーク・新湊大橋周辺の緑地整備
  新湊大橋の監視機能強化
- ・伏木地区
  伏木外港の岸壁等整備、北防波堤の老朽化対策、
  臨港道路伏木外港１号線、外港緑地の整備、
  伏木港大橋の老朽化対策
- ・富山地区
  ２号岸壁（－10m）の老朽化対策、
  富岩運河・住友運河の遊歩道整備
- ・カーボンニュートラルポート形成実現への支援
- ・国有港湾施設の国の負担による維持管理　　　ほか

2　魚津港の老朽化対策の推進
- ・岸壁等の老朽化対策

3　海岸整備の推進
- ・伏木富山港海岸、魚津港海岸の海岸侵食対策　ほか

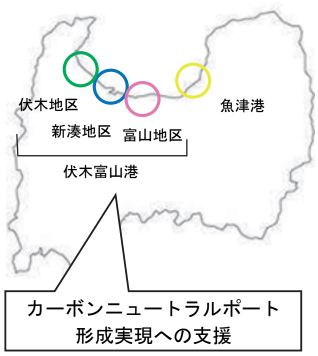
伏木地区
新湊地区
富山地区
魚津港
伏木富山港
カーボンニュートラルポート
形成実現への支援

新湊地区
新湊大橋の監視機能強化
西波除堤の老朽化対策
海王丸パーク
国際物流ターミナル
北４号岸壁の延伸
新港大橋の耐震対策

伏木地区
北防波堤の老朽化対策
伏木外港
伏木外港の
岸壁等整備
外港緑地
伏木港大橋
の老朽化対策
臨港道路
伏木外港１号線

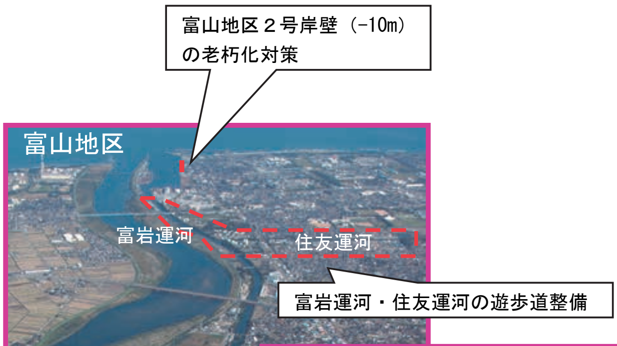
富山地区２号岸壁（-10m）
の老朽化対策
富山地区
富岩運河
住友運河
富岩運河・住友運河の遊歩道整備

中島閘門

富岩運河

魚津港海岸の
海岸侵食対策

72　日本海側の国際拠点港湾を担う伏木外港の岸壁等整備について

（国土交通省）

伏木富山港の伏木地区では、船舶の大型化への対応等を図るため外港整備に取り組んできており、防波堤や岸壁の整備に加え、物流機能強化のための伏木万葉大橋を含む臨港道路の整備、大規模地震対策としての岸壁の耐震化や良好な港湾環境を創出するための緑地整備、大型クルーズ船の寄港に対応した係留設備の整備を進めてきている。

しかしながら、伏木外港の万葉ふ頭では、令和４年７月のバイオマス発電所の営業運転開始に伴い、燃料となる木質ペレット等の取扱貨物量が増加し、その荷役作業に多くの日数を要することから、貨物船の滞船が生じている。

また、令和４年11月からの万葉１号岸壁における石油製品の受け入れ開始に伴い、石油製品以外の取扱貨物の対象岸壁やヤードが不足している。

さらに、木質ペレットや原塩、パルプ、鉄スクラップ等を取り扱う商社・メーカーでは、船舶の大型化による物流の効率化や安定した原材料の調達ならびに製品の輸移出を図るため、伏木外港を日本海側の輸送基地拠点とする検討も進めており、これに伴う滞船の増加やふ頭用地の不足が懸念される。

このような状況を踏まえ、伏木外港において、より多くの貨物船の同時接岸を可能とし、円滑な物流機能を確保し、安定した経済活動に繋げる必要がある。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

伏木外港の岸壁延伸、泊地及びふ頭用地等整備の早期事業化

伏木地区
新湊地区
富山地区
伏木富山港

伏木地区（伏木外港）
泊地（-12m）
岸壁（-12m）
ふ頭用地
港湾関連用地

岸壁の利用状況

73 「立山黒部」の高付加価値化の推進について

（国土交通省、内閣官房、環境省、農林水産省）

富山県では、「立山黒部」の持つ自然・歴史・文化・産業・防災といった多種多様な魅力をより一層磨き上げ、「立山黒部」を世界水準の「滞在型・体験型」の山岳観光地とするため、様々なプロジェクトを推進している。

また、60年来の課題であった「黒部ルートの一般開放・旅行商品化」については、関西電力株式会社と協定を締結し、令和６年６月の開業に向けて新たな観光ルートの形成に向けた準備を進めている。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　関西電力黒部ルート（新名称：黒部宇奈月キャニオンルート）、立山砂防、布橋灌頂会などの「防災・産業」、「歴史・文化」を素材とした観光商品化への支援
2　称名滝を十分眺望でき、観光客の満足度を高めるための施設を国において整備
3　国立公園満喫プロジェクトの2021年以降の取組方針において示された「さらなる高みを目指した集中的な取組」の「立山黒部」での推進
4　国立公園と国有林の連携事業において重点地域に選定された「中部山岳国立公園」について、自然保護と利用の両立に向けた取組の推進
5　ＩＣＴを活用した旅行者の利便性向上等への支援
6　登山道の整備や英語表記、山岳トイレなどの整備・更新への支援

74　戦略的な観光地域づくりの推進について

（国土交通省、内閣官房、文部科学省）

国では、今年３月に観光立国推進基本計画を改定し、観光立国の持続可能な形での復活に向け、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の３つの戦略に取り組み、政府を挙げて施策を推進することとしている。

本県では、富山県観光振興戦略プランに基づき、選ばれ続ける観光地域づくりの推進や、新型コロナウイルス感染拡大により甚大な影響を受けた観光事業者への切れ目のない支援に取り組んでいる。

また、本県観光の再始動に向けて、北陸新幹線の敦賀開業や黒部宇奈月キャニオンルートなどの好機を活かし、高付加価値な観光コンテンツの創出や、広域連携による誘客強化、デジタル技術の活用、マイクロツーリズムの推進など、登録ＤＭＯである（公社）とやま観光推進機構等と連携し官民一体となって、観光消費の増大と、観光振興による地域経済の活性化を目指していくこととしている。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　コロナ禍からの観光のＶ字回復に向けた国内外からの誘客のため、国による取組みの充実や地方への支援

2　インバウンドにも対応した高付加価値な観光地域づくりへの支援

⑴　地域資源の磨き上げなど官民一体となった観光地域づくりの取組みへの支援

⑵　富裕層など長期滞在や高単価の客層の誘致にもつながる、上質で利便性の高い受入環境整備への支援

⑶　グローバル化や観光ニーズの多様化に対応できる人材育成への支援

⑷　観光におけるＤＸの普及、加速化に向けた取組みへの支援

3　国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金等による地方への配分

4　観光立国に向けた意欲的な地方自治体の取組みに対する重点支援

5　文化財の観光資源としての活用への支援

6　新型コロナや物価高騰の影響を受ける宿泊・観光事業者が安定的・継続的な経営ができるよう資金繰り等への支援

75　国際・広域観光の振興について

（国土交通省、内閣官房）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外国人旅行者数は大きく減少し、県内観光も極めて甚大な影響を受けている中、本県では、観光事業者への切れ目のない支援に取り組んでいる。

また、訪日外国人受入れ再開後の早期回復に向け、地域の観光資源を活用したプロモーションや、北陸や中部山岳地域などを巡る広域的な取組み、利便性の向上を図るための受入環境整備を進めつつ、世界中に向け、本県の魅力的な観光資源を戦略的にアピールし、誘客促進に努めていくこととしている。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　本格的なインバウンドの回復を見据えた観光再始動や、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり　モデル観光地」への集中的な支援による高付加価値旅行者の誘客の促進
2　地域の魅力を海外へ発信し、訪日意欲を喚起する戦略的な訪日プロモーションの実施
3　自治体やＤＭＯ、民間事業者等が連携して実施する広域周遊観光を促進する取組みや、オンラインツールを活用した調査分析・情報発信等に対する継続的な支援
4　訪日外国人旅行者がストレスなく快適に旅行するための多言語表記やバリアフリー化、感染症対策等の受入環境整備への支援の拡充
5　クルーズ国際見本市への出展や海外船社招聘事業の実施などクルーズプロモーションの推進
6　国際会議の誘致促進

76　カーボンニュートラルの実現に向けた省エネルギー・再生可能エネルギー対策や新エネルギー資源開発の推進について

（環境省、経済産業省、国土交通省、総務省）

本県では、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指す「とやまゼロカーボン推進宣言」を令和２年３月に宣言するとともに、令和５年３月に「富山県カーボンニュートラル戦略」を策定し、県民、事業者、市町村の各主体と連携して、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限の導入等に向けた取組みを進めている。

また、新エネルギー資源の開発等について、水素の利活用が見込まれる部門における需要の拡大を進めるため、官民が一体となって、水素ステーションの整備やＦＣＶ（燃料電池自動車）の普及に向け積極的に取り組んでいるほか、地熱発電について、開発を目指して粘り強く取り組んでいるところである。

さらに、日本海側の表層型メタンハイドレートについては、開発に向けた取組みを一層加速化させる必要がある。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　カーボンニュートラルに資する技術革新の促進及び地方自治体の取組みへの支援の拡充

2　ＺＥＢ・ＺＥＨ等建築物のネット・ゼロ・エネルギー化や、工場等での熱電併給の導入などの省エネ設備、エネルギー管理システムの導入促進など省エネルギーの普及に関する制度、支援の充実

3　地方自治体による地球温暖化対策を一層推進するため、公共施設の再生可能エネルギー導入等への支援の継続

4　地熱発電に対する調査に係る補助制度や買取制度の充実のほか、資源探査精度向上や掘削・建設などの費用縮減に資する革新的な技術の開発の促進

5　小水力発電に係る適正な買取価格の設定など、地域特性を活かした再生可能エネルギーの普及・導入促進に関する支援の充実や系統への接続可能量の更なる拡大

6　水素社会の実現に向けた、製造から貯蔵・輸送、利活用までの水素サプライチェーンの構築のため、水素ステーションの設置・運営に係る補助制度の充実や規制改革の着実な推進、ＦＣＶ（燃料電池自動車）の普及に係る補助制度の充実と継続

7　日本海側における表層型メタンハイドレートの資源量全体を把握するための調査の実施や回収・生産技術の開発の促進

77　環日本海地域の環境保全施策（漂着ごみ、生物多様性、ＰＭ2.5対策等）の推進について

（環境省、外務省、国土交通省）

日本・中国・韓国・ロシアが共同で北西太平洋の環境保全に取り組む北西太平洋地域海行動計画（ＮＯＷＰＡＰ）が採択され、その地域調整部（ＲＣＵ）が本県と韓国釜山に共同設置されているほか、本県が設立した（公財）環日本海環境協力センター（ＮＰＥＣ）が特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（ＣＥＡＲＡＣ）に指定されている。

また、本県では、環日本海地域の地方自治体等と連携して、海岸生物調査、マイクロプラスチックを含む海岸漂着物の調査と発生抑制に向けた環境学習・啓発、環境関連情報の共有・発信などの国際環境協力事業に継続的に取り組むとともに、衛星画像解析による富山湾の藻場の生息状況等の調査を実施している。

さらに、ＰＭ2.5については、大陸からの越境大気汚染等の影響により一時的に高濃度となることがあり、県内の監視体制や県民への情報提供の強化を図っている。

このほか、昨年、日本海沿岸で大量に確認された外国語表記のある注射器などの漂着物について、海岸利用者等が危害を受けないよう実態把握を進めるとともに、関係国に働きかけを行う必要がある。

ついては、環日本海地域の環境保全施策を一体的に推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　北西太平洋地域海行動計画（ＮＯＷＰＡＰ）地域調整部（ＲＣＵ）富山事務所並びに地域活動センター（ＣＥＡＲＡＣ）への支援の確保等

2　海洋ごみ、生物多様性、気候変動などの国際的な環境問題について環日本海地域の産学官が連携して実施する環境学習・啓発などの取組みへの支援と国における対策の充実

3　ＰＭ2.5による健康影響や発生実態などの科学的知見の充実と国民への適切な情報提供、国と地方の研究機関の連携による実態把握や対策に向けた調査研究の推進、関係国に対する発生源対策の促進の働きかけ

4　海岸漂着物等の発生抑制や回収処理に対する地方（海岸管理者、市町村等）への財政支援のための十分な予算の確保と充実

5　海外由来と疑われる危険な海岸漂着物などの全国的な漂着状況の把握、関係国に対する原因究明や対策の要請

78　自然環境保全施策（国立公園の施設整備、野生鳥獣管理）の推進について

（環境省）

中部山岳国立公園の立山室堂や黒部峡谷欅平など、国立公園の保護及び利用上重要な地域においては、老朽化した施設の改良や登山道等の再整備、外国人にも対応した案内看板等、国直轄事業や国交付金事業の活用により、施設整備を着実に実施する必要がある。

また、本県においては指定管理鳥獣（ニホンジカとイノシシ）の生息数の増加や生息域の拡大が進み、農林業や生活環境、自然環境への被害、イノシシの豚熱（ＣＳＦ）感染が拡大しており、捕獲の強化が急務である。

県では、指定管理鳥獣捕獲等事業により、「富山県捕獲専門チーム」を設置し、専門的で効率的な捕獲や担い手育成に積極的に取り組んでおり、チーム数を計画的に増設するなど、捕獲体制の強化を図っている。

ついては、本県の優れた自然環境の保全と利用、野生鳥獣管理の推進を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　中部山岳国立公園の整備の推進

⑴　国直轄事業

・歩くアルペンルート（千寿ヶ原弘法線）

⑵　国交付金事業

・立山地区（弥陀ヶ原園地周遊歩道）

・薬師岳地区（折立太郎山線）

・欅平地区（仙人ダム剱沢線）

2　指定管理鳥獣捕獲等事業の継続

・計画策定や効果的捕獲、担い手の育成、豚熱対策としての捕獲の強化など、野生鳥獣管理の推進を図るための事業の継続及び予算の確保

79　循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進について

（環境省、経済産業省、農林水産省、消費者庁）

本県では、全国一律の有料化義務化の参考とされた国内初の県全域でのレジ袋の無料配布廃止をはじめ、Ｇ７富山環境大臣会合で採択された「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、全国に先駆けた食品ロス削減のための商慣習見直しや食品ロス削減推進計画の策定、使い捨てプラスチック削減のための食品スーパーでの食品容器のノートレイ化やバイオマスプラスチック等の代替容器への転換促進など、循環型社会の形成に向けた施策をＳＤＧｓの理念にも沿った取組みとして重点的に推進してきた。

また、プラスチック資源循環法が施行されたことも踏まえ、環境保全のフロントランナーとして３Ｒの拡大に今後とも取り組んでいきたい。

ついては、これらの施策を着実に推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1　プラスチック資源循環法の施行に伴い生じる市町村の事務負担に対する必要な財政措置等の支援の充実や、廃プラスチックの再商品化及びその利用促進に向けた仕組みづくり
2　プラスチック代替素材である紙やバイオマスプラスチック製容器の利用促進に向けた低コスト化の促進、研究・開発への支援
3　厚さや素材による例外のないレジ袋有料化の推進
4　食品ロス・食品廃棄物の削減に向けた国民運動の展開や商慣習の見直しに関する業界団体の積極的な取組みの促進、食品ロス削減推進計画に基づき実施する未利用食品の有効活用などの取組みへの支援
5　市町村等が３Ｒを総合的に推進するための廃棄物処理施設整備の財源の確保
6　ＰＣＢ廃棄物の期限内の処理完了に向けた周知・啓発の徹底並びにＰＣＢ廃棄物の処理体制の整備促進及びＰＣＢ廃棄物処理に対する財政支援

80　原子力防災対策の強化について

（環境省（原子力規制委員会、原子力規制庁）、内閣府、総務省、経済産業省）

本県では、万が一の原子力災害に備え、原発立地県や市町村、関係機関と連携しながら、原子力防災対策の一層の充実・強化に取り組んでいるところであり、次の事項について各段の配慮を願いたい。

1　原子力発電所の安全対策の徹底

⑴　福島第一原発事故を踏まえ、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原発の安全確保対策の充実強化に不断に取り組むとともに、電力会社に対する指導・監督を徹底すること

⑵　原発の新規制基準適合性審査や再稼働について、科学的な調査・分析、十分な検証等を行い総合的に判断し、その結果を住民等も理解し納得できるよう丁寧に説明すること

⑶　原発に対するミサイル攻撃など武力攻撃の抑止や防衛について、国の責任において対応すること

2　原子力防災対策の充実

⑴　屋内退避の期間や解除に係る考え方、家屋が倒壊した場合の対応などを原子力災害対策指針等に反映するなど、最新の知見等を踏まえ、継続的に原子力防災対策の充実に努めること

⑵　避難退域時検査の体制構築や、広域避難における関係自治体や関係機関との調整及び支援体制の構築、ＵＰＺ外の社会福祉施設等への避難における特例措置の制度化など、避難対策に万全を期すこと

⑶　ＵＰＺ内の社会福祉施設における防護対策をより一層推進するため、補助金交付要件の見直し等により、屋内退避のための放射線防護対策や必要な資機材整備等の財政支援対象となる施設を拡大すること

⑷　発災時の発電所の状況や避難情報の提供、安定ヨウ素剤の服用根拠の明確化や配備体制の整備、ＵＰＺ外の緊急時モニタリング体制の構築や屋内退避等に必要な防護措置、測定結果に基づく避難ルート検討、甲状腺被ばく線量モニタリングにおける具体的な実施体制等の整備のあり方など原子力防災に万全の対策を講じること

⑸　地方公共団体の原子力防災対策経費について、職員の人件費も含めた確実な財政措置や、ＵＰＺ内地方公共団体への新たな交付金などの財政支援を講じること

富山県